

学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査

# 結果報告書

令和元年（2019年） 6月

松本市子どもの権利擁護委員

## はじめに

この度、松本市子どもの権利擁護委員は、松本市子どもの権利に関する条例第17条に基づき、「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」を行いました。本報告書は、子どもの権利擁護委員の意見も含め調査結果について公表するものです。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」には、学校外活動の指導に関する子どもからの相談がたびたび寄せられています。社会的にも、平成30年はスポーツ等における不適切な指導及びパワハラ・セクハラ等の事件が相次いで発覚しました。

このような子どもの課外、学校外活動における権利侵害への危惧を背景とし、子どもの権利擁護委員は、学校外におけるスポーツ・文化活動において子どもの権利が大切にされているのか、SOSを発信したくてもできない子どもがいないかを把握し、必要な救済活動を行う必要があると考え、このアンケート調査を実施しました。

本報告書は、その調査結果をまとめたものです。

結果からは、子どもたちが学校外においてスポーツや文化活動に楽しく一生懸命取り組んでいる姿が確認できます。その反面、指導者の言動からいやな思いをしている子ども達が存在していることもわかります。監督・コーチ及び指導者の皆さんは、この報告書にある子どもたちの声に耳を傾けていただき、日頃の指導について振り返るとともに子どもについての理解を深める機会にしていただきたいと思います。子どもたちを信じ真剣に向き合って考えていただくことで、一層充実した活動になることを期待します。

1990年に国連で採択され、1994年日本が批准した「子どもの権利条約」から25年が経過しようとしています。法整備を含めた子どもの権利擁護の取組みが大きく前進していくことが求められています。松本市では、平成25年4月に、「松本市子どもの権利に関する条例」を策定し、様々な施策を展開してきました。子どもの権利相談室「こころの鈴」もその一環として平成25年7月に発足し、以来平成25年の170件から平成30年には695件と年々多くの相談に応じ、「子どもの最善の利益」を追求し、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めています。

結びに、今回、「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」を行うにあたり、12月という忙しい時期に、教育委員会及び各小中学校の先生方にはたいへんお世話になりました。とりわけアンケートにご協力いただいた小学校4年から中学3年までの児童・生徒の皆さんに、深く感謝いたします。

子どもの権利擁護委員および子どもの権利相談室「こころの鈴」は、調査結果をもとに子どもの健やかな育ちを支援し子どもの権利の実現に向け、今後も子どもの権利擁護活動を展開してまいります。

松本市子どもの権利擁護委員 北川 和彦  
平林 優子  
石曽根正勇

# 目 次

はじめに

I アンケート調査の概要	.....	1
II 擁護委員の意見	.....	3
III アンケート調査結果のまとめ	.....	9
IV アンケート調査結果の詳細	.....	11
参考資料	.....	43

1 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査	学校長依頼文
2 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査	小学生用依頼文
3 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査票	小学生用
4 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査	中学生用依頼文
5 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査票	中学生用
6 松本市子どもの権利に関する条例	
7 松本市子どもの権利擁護委員 名簿	

# アンケート調査の概要

## 1 調査目的

松本市子どもの権利に関する条例第17条第2号(子どもの権利侵害に対する発意による救済措置の規定)に基づき、学校外のスポーツ・文化活動等における子どもへの権利侵害の実態把握と侵害を疑われる場合の救済や回復を目的としてアンケートを実施しました。

## 2 調査期間 平成30年12月3日～12月21日

## 3 調査対象

松本市立または組合立の小学校28校および中学校20校に所属している小学校4年生から中学校3年生12,713人。

◆表1：調査対象校・対象者数

(単位：人)

No.	学校名	4年生	5年生	6年生	計
1	開智小学校	102	113	99	314
2	源池小学校	53	56	50	159
3	筑摩小学校	79	63	59	201
4	旭町小学校	66	65	65	196
5	田川小学校	52	57	34	143
6	鎌田小学校	144	154	159	457
7	清水小学校	105	89	97	291
8	島内小学校	106	108	96	310
9	中山小学校	16	22	17	55
10	島立小学校	51	65	53	169
11	芝沢小学校	92	76	84	252
12	菅野小学校	130	97	113	340
13	芳川小学校	128	123	110	361
14	寿小学校	138	144	131	413
15	岡田小学校	61	78	72	211
16	山辺小学校	99	116	93	308
17	今井小学校	29	25	27	81
18	開明小学校	127	121	125	373
19	明善小学校	79	81	63	223
20	本郷小学校	41	49	64	154
21	二子小学校	53	42	54	149
22	並柳小学校	76	65	62	203
23	四賀小学校	17	22	25	64
24	安曇小学校	5	4	5	14
25	大野川小学校	4	2	2	8
26	奈川小学校	5	3	2	10
27	梓川小学校	157	153	170	480
28	波田小学校	145	147	163	455
計		2,160	2,140	2,094	6,394

No.	学校名	1年生	2年生	3年生	計
1	清水中学校	118	113	139	370
2	鎌田中学校	154	161	139	454
3	丸ノ内中学校	92	77	88	257
4	旭町中学校	106	110	120	337
5	松島中学校	132	116	121	369
6	高綱中学校	128	117	94	339
7	菅野中学校	163	131	161	455
8	筑摩野中学校	244	249	233	726
9	山辺中学校	97	107	87	291
10	開成中学校	127	116	116	359
11	女鳥羽中学校	97	112	109	327
12	明善中学校	70	81	82	233
13	信明中学校	109	106	130	345
14	会田中学校	23	20	24	67
15	安曇中学校	5	6	8	19
16	大野川中学校	3	1	2	6
17	奈川中学校	2	8	5	15
18	梓川中学校	156	149	143	448
19	波田中学校	139	145	142	433
20	鉢盛中学校	137	149	183	469
計		2,102	2,074	2,126	6,319

小学生	6,394	中学生	6,319	計	12,713
-----	-------	-----	-------	---	--------

## 4 調査方法

- (1) 平成 30 年 11 月 26 日の松本市校長会で、児童・生徒の皆さんへのアンケートの配布と回収への協力を依頼しました。
- (2) 平成 30 年 11 月 27 日、28 日に、調査対象の学校へ各学校への依頼文及び児童・生徒向け依頼文とアンケート用紙を配布しました。
- (3) 各学校で児童・生徒へ配布し、回収をしていただきました。
- (4) 学校からの締切りは 12 月 25 日とし、調査対象全 48 校(100%)から回収をしました。

## 5 調査内容

子どもへの依頼文とアンケートは、小学生用と中学生用の 2 種類を作成しました(参考資料 46～53 頁参照)。

## 6 回収数・回収率

- (1) 小学生は 4,733 人から回収をし、回収率は 74.0%で、学年別では、4 年生が 77.5%と高く、学年が上がるにつれ下がり、6 年生は 69.7%でした。
- (2) 中学生は 4,523 人から回収をし、回収率は 71.6%で、学年別では、2 年生が 76.1%と高く、3 年生は 63.8%でした。
- (3) 学校ごとの児童・生徒の回収率は、小学校 53.4%～100%、中学校 26.3%～100%でした。

◆表 2：小学生回収数・割合

(単位：人・%)

	4年	5年	6年	無回答	計
回収数	1,673	1,595	1,460	5	<b>4,733</b>
調査対象者数	2,160	2,140	2,094	—	<b>6,394</b>
回収率	77.5%	74.5%	69.7%	—	<b>74.0%</b>

◆表 3：中学生回収数・割合

(単位：人・%)

	1年	2年	3年	無回答	計
回収数	1,582	1,578	1,357	6	<b>4,523</b>
調査対象者数	2,102	2,074	2,126	—	<b>6,319</b>
回収率	75.3%	76.1%	63.8%	—	<b>71.6%</b>

## II 擁護委員の意見

### 1 学校外の活動への参加について

約74%の小中学生が学校外の活動に参加し、そのうち42%は2種類以上の活動をしていました。多くの子どもが学校外における時間を充実させ、自分の力を発見し、試し、伸ばしていける環境にいることは嬉しいと思います。その活動を通して、仲間を得、自信をつけ、自己表現ができるようになることは大きな成長につながるものと思います。

学校外の活動が「楽しい」との回答は小学生87.2%、中学生73.0%で、多くの子どもは学校外の活動を楽しみ有意義にとらえています。中学生の割合が少なくなるのは、塾などが増え「楽しい」とは言いにくいためでもあるでしょう。

ただし、一部の小中学生が複数の学校外の活動で多忙な生活を送っているように見受けられる点には注意が必要です。

最も多くの種類の活動をしている小学生は6種類、中学生は4種類でした。今回は活動時間までは調査していませんが、学校外の活動が多いほど自由な生活時間は少なくなると考えられます。自由に過ごす時間は、創造力を高め、社会性や主体性を培う貴重な機会でもあります。

保護者や周囲の大人は、生活時間に一定のゆとりはあるか、子どもが疲弊していないか、学校外の活動が真に子どものためになっているか、また子ども自身が活動への思いを表出できているか、注視していく必要があるように思われます。

### 2 指導者の言動についての「いやな思い」について

今回の調査の主な目的は、学校外の活動において特に指導者との関係で子どもの権利擁護上の問題を確認し、必要に応じて対策を講じていくことでした。

学校内でも学校外でも、子どもがいやな思いを全くしない活動はないと思いますし、子どもにとって乗り越える力をつけ、成長になるハードルはむしろ大切な経験です。

しかし指導者の言動に対する子どもの受けとめが、「納得できない」、「理不尽である」、「自分の意見を表出できない」、「主体性が無視される」、「おかしいと思ったことを相談できない」、「誰にも気持ちを伝えられない」、「おかしいと思うことに誰も何もしてくれない」といった内容である場合、子どもの権利に対する侵害の有無を考える必要があります。

学校外の活動において指導者の言動に「いやな思いをしたことがある」と答えた子どもは、小学生6.3%、中学生4.0%で、合計で364人でした。

「いやな思いをしたことがある」との回答が意外に少ないようにも思われますが、納得したり、チャレンジのきっかけとなり、乗り越えていけるような一過性のネガティブな感情であれば、それは消化され、アンケートの回答時には「いやな思い」として残らなかったと捉えることができます。

しかしアンケートに「いやな思いをしたことがある」と記載したのは、心に傷が残ったり、脅かしと評価されるものであったりして、「いやな思い」が消化されないままに表出したものと捉えられます。

### 3 「いやな思い」の内容について

#### (1) 「いやな思い」をしている活動の種類

回答された母数が異なるため割合では一概にいえませんが、スポーツにおいて「いやな思い」の割合が比較的高い種類が複数見受けられます。

また全体としての割合は低くても、活動人数が多い種類では、「いやな思い」をしている人数は多いことになります。

成果を上げることが求められる活動の中で、意欲を高めようとする指導手段が、小中学生の心の傷として残る「いやな思い」に結びついている可能性があります。特にその割合が高い種類の活動については、指導者個人の問題だけでなく、その活動種類特有の指導方法に問題はないか検討する必要があると思われます。

#### (2) 指導者の言動による「いやな思い」と学校外活動の捉え方

学校外活動で指導者の言動に「いやな思い」をした小中学生は、活動種類を限定しなければ、小学生 78.9%、中学生 51.6%は学校外活動を「楽しい」と回答していました。そのうち、65名(17.9%)は同じ活動種類について、指導者の言動に「いやな思い」も経験し、かつ「楽しい」も記載しています。指導者の言動に「いやな思い」をしても、全体としては活動を「楽しい」と感じている傾向は少し安心です。しかし、一部の子どもの中には、指導者の言動の「いやな思い」が、その学校外活動の楽しさを苦しみや辛さだけに变化させたり、活動を続けたいがために、「がまんをする」(「いやな思いをした」小中学生のうち、小学生 26.9%、中学生 22.1%)につながっている可能性があるのです。そのことを指導者は意識していただきたいと思います。

#### (3) 「いやな思い」の共有と他者への波及

「いやな思いをしているのは、自分だけではないと思う」と回答している小学生は 26.0%、中学生 36.1%でした。

一部の指導者の指導は、その活動に参加する多くの子どもに「いやな思い」を共有させていること、他の小中学生の「いやな思い」を自己の「いやな思い」に重ねて、さらに辛い気持ちになっている状況も推測されます。

自由記述では、他人がされるのをみて「いやな思い」をしたという記述がありました。特に中学生では不公平な言動について多くが自由記述欄に回答しています。

他者が受ける「いやな思い」は多くの子どもを不安や恐怖、不信感に巻き込むことがあることを指導者は自覚していく必要があります。意思のある個として成長するこの時期に、指導者が公平でないことや、指示の理由や説明をせず一方的に命令、指導されることについて、子どもは個の尊重を否定されたと感じるのです。子ども自身が活動の意味や目的を理解し見通しをもって活動し、自分の力がついたことを実感できるような合理的な指導が望まれます。

#### (4) 個人の尊厳に配慮した指導の必要性

「いやな思い」の内容では、「冷やかしゃからかい、おどし文句、いやなことを言われる」が小中

学生共に一番多く、それぞれ 40.5%、53.3%でした。二番目に多い内容は、小中学生共に「自分の意見を聞いてくれない」で、それぞれ 21.1%、29.5%でした。自分なりの考え方を形作っていく中学の年代は、特に他者が自分をどう捉えているか、尊重されているかを敏感に感じていると考えられます。

理不尽である、納得がいかないと感じるのは、注意や指導自体ではなく、個人の尊厳を傷つけられるようなその表現、言葉や態度です。強く厳しい言葉がけや罵声など威圧的でマイナスの言葉がけや個人の感情を無視し、存在を軽くみているような指導が、いかに「いやな思い」を子どもに与えているかわかります。

「いやな思い」をしたことをどう感じたかの質問について、「自分のためなので感謝をしている」を選択した小学生は 14.0%、中学生は 5.7%と少なく、「自分のためなので仕方がない」に回答した小学生は 16.5%、中学生は 14.8%でした。

「いやな思い」を、理不尽さや納得のいかなさとして捉えているものと考えられ、そのような思いにさせる指導は、子どもにとって「感謝」にも「仕方がない」にも繋がりにくいことを示しています。

同様の質問で、「他に自分への言い方や伝え方があるのではないかと思う」を約 3 割の小中学生が選択しました。指導者が自身の言葉や態度を配慮することで、活動への参加の気持ちが変わることが示唆されます。

「叱って育てる」という方針は、奮起を促す場合もあり得ますが、それは個人が尊重され納得できているという信頼感の中にある場合に効果を示すのです。子どもの、上達したい、結果を得たいという期待に対して、子どもを脅かし、抑えつけ、個人を否定することで動かそうとする「叱る」は、個人の尊厳に配慮した指導とは考えにくいと思います。

学校外の活動は、一定の目に見える成果を上げることがひとつの目的でもあり、その過程では子どもが必ずしも心地よい経験だけをするわけではないことは理解できます。しかし尊厳を否定されたり過度に傷つけられる言動は、子どもが主体的に伸び、力をつけていくための根源的な力を否定することにもなりかねません。

どのように子どもに伝えればいやな思いを受けることなくやる気がでるのか、指導者の力の見せどころです。指導者と子どもが望ましいイメージを共有し、個人が尊重されていると感じる中でのびのびと前向きに活動できる指導であるように意識してほしいと思います。

#### (5) 自由記述にみる具体的な「いやな思い」と救済の必要性

表 20、表 21 は選択肢では回答しきれなかった具体的な経験や思いをまとめたものです。

表は意図を変更せずに要約したのですが、実際の記載には、さらに悲痛な感情を具体的に表現したり、指導者の過激な状況を表しているものもありました。暴力、暴言、セクシャルハラスメント、いやがらせ、差別的な言動の内容などがあり、指導方法が子どもに恐怖を与え、理不尽さを感じ、尊厳を否定されると感じている様相が記載されていました。

近年学校においては、言葉の暴力についても、ハラスメントや不適切な指導として取り上げられ、改善の努力がされています。学校外の活動についてはその範疇外ということはありません。早急に改善が必要です。

「ぶたれたり、叩かれたり、けられたりする」については、「軽く」と「ひどく」をあわせて、小学生で 12%、中学生では 17.2%が経験しています。体罰に相当する可能性が高いものもありました。

#### 4 「いやな思い」を感じた後の行動について

##### (1) 相談と解決の現状

小中学生がとった行動で最も多かったのは「相談」です。「親や大人に話す」が 46.7%、「友だちに話した」は 24.5%でした。「その他」に記載された自由記載でも「話す」が多く、他の指導者に相談できている記載もありました。

直接指導者に思いを伝えたという記載もありましたがわずかでした。親や大人に話すことで解決方法を見出すこともありますし、友達と「いやな思い」を共有したり、時には解決の緒を見つけることもあると思います。

まずは、その思いを表出できるという機会が「いやな思い」を不消化のままにしないために必要です。

今回、子どもの権利相談室「こころの鈴」に対する相談の可能性を問いましたが、回答者はほんのわずかでした。子どもの権利相談室「こころの鈴」という仕組みはまだ気軽に利用という認識には至っていないようです。

学校の先生は、「その他」の記述にも、「こころの鈴に相談しない場合別の人に相談する」ときの相談先にも回答されませんでした。学校外の出来事について、子どもは学校のこととは区別して考えていることが推測されます。

「いやな思い」について、「誰にも話せなかった」「がまんした」は小学生 31.9%、中学生 23.7%でした。思いを表出できないでいることで、解決されないままになる可能性が高く、心配になるどころです。

「いやな思い」が続いているかについて、小中学生ともに 64%が「今もよくある」「今もときどきある」と答えています。一度感じた「いやな思い」は簡単に消えるものではないだけでなく、「いやな思い」を生じさせる指導者の言動が常態化している状況にあることがうかがえます。

##### (2) 子どもの権利が損なわれる事象の発見や解決の仕組みづくり

指導者の言動による権利侵害を発見し解決していく仕組みが必要です。

それぞれの学校外の活動団体は、子どもの権利擁護のために、まずは第三者や上位組織に相談窓口を確保し、参加している子どもや保護者にその存在を伝えていただきたいと思います。

今回の調査では、保護者から指摘されても頑としてやり方を変えない指導者がいるとの記述もありました。

周囲の大人にも、子どもから話を聞いた時にどうするか、是正すべき言動を見たときにどうするのか、親も含めた大人のあり方が問われています。

学校での活動であれば、学校内や教育委員会を通じた調査や解決の仕組みがありますが、学校外の出来事を学校や教員に相談をし、助けを求める仕組みはありませんし、子どもや保護者もそのような組織としては認識されていないようです。

また学校においても、責任をもって対応する範疇外という認識もあろうかと思えます。

しかし学校で行う種々の調査の中に、学校外での活動やそこでの出来事についても含めていただき、子どもの権利侵害や救済が必要な事象はないか質問に入れていただくことで、発見の端緒にすることはできないでしょうか。多くの目で子どもの権利を守る必要があると考えます。

その後の対応や救済は、学校組織でなくても、子どもの権利擁護委員はもちろん、親との協力や、団体の上部組織との協力、ときには地域との協力などにより実行していく必要があります。

## 5 アンケート全体を通して

### (1) 救済及び今後の対応について

緊急に救済の必要のある案件については既に着手し、一定の結果を得ています。

今回の調査結果については、できるだけ多くの学校外の活動の組織、団体、活動の統括組織等に還元し、注意の喚起をはかりたいと思えます。また前述しましたように、子どもの権利擁護の仕組みづくりを進め、学校外活動についても、学校機関でも発見の場としての機能の一端を担っていただくよう、提案していきたいと思えます。

### (2) 子どもの権利に配慮をした活動を

スポーツ基本法（平成 23 年）は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利（スポーツ権）とし（前文）、スポーツ団体の責務としてスポーツを行う者の権利利益の保護を定めています（5条1項）。

またユニセフ（国連児童基金）は平成 30 年 11 月 20 日に「子どもの権利とスポーツの原則」を発表し、スポーツ関係者への行動指針として、勝利至上主義はこどもの最善の利益につながらないこと、アスリートを目指す子どももレクリエーションとして楽しみたい子どもも、不快感を含めて自由に意見を述べることを尊重すること、差別をせず暴力・虐待その他の権利侵害から守ること、これらを通じて心身の健全で豊かさに満ちた成長を促進すること、そのためのガバナンス体制を整備することを示しました。

これらの原則は、スポーツだけでなく、音楽、学習塾その他の活動にも同様に当てはまります。

各活動の主催者、指導者の皆さんは、この機会にそれぞれの活動を見直し、技能や技術の習得を最優先するのではなく、各活動を通して子ども自身が活動の楽しさ、有益さを自覚し、元気よく積極的に活動に参加できるような工夫をしていただきたいと思います。

子どもの権利相談室「こころの鈴」も一層努力していきたいと思えます。

### (3) 「すべての子どもにやさしいまち」を目指して

松本市は、子どもが安心して生き、のびのびと育ち、自分の考えや意見が尊重される「子どもにやさしいまち」を目指しています（松本市子どもの権利に関する条例 前文）。

子どもの権利擁護委員、行政、学校外の活動における指導・監督者の皆様が、連携し合い、子どもの権利を尊重し、より良い活動が実現できるよう努力していきましょう。



### Ⅲ アンケート調査結果のまとめ

#### 1 学校外の活動への参加

学校外の活動に参加している小中学生は 74.0%(小学生は 80.8%、中学生は 66.9%)で、そのうち小学生で半数以上、中学生で 3 割程度が複数の活動をしているという実態がわかりました。多くの子どもたちが、放課後学校外の活動で忙しい状況であることがうかがえます。

中学生の学校外の活動への参加が減っているのは、授業時間が長くなることや、部活動への参加などがあり、放課後の時間が減少することが要因だと推察されます。

種類別にみると、学校外の活動に参加している小学生の 69.0%、全小学生の 55.7%が「スポーツ」に参加していました。体力向上や、年少からの競技訓練や、集団競技への適応など、様々な要因が考えられます。次いで「塾その他」に参加している子は、学校外の活動に参加している小学生の 54.8%、全小学生の 44.3%でした。

中学生は学校外の活動に参加している中学生の 72.6%、全中学生の 48.6%が、「塾その他」へ通っています。学業が難しくなることへの補習や、高校受験にむけての進学対策などが考えられます。次いで「スポーツ」が学校外の活動に参加している中学生の 40.7%、全中学生の 27.2%でした。

#### 2 楽しい思い

学校外の活動を「楽しい」と答えている子どもは、小学生 87.2%、中学生 73.0%で、多くの子どもたちは学校外の活動を楽しんでいる状況がうかがえます。

種目別にみると、小中学生ともにスポーツ全般は高い傾向にあり、「野球」「サッカー」を楽しいと答えている割合が高く、小学生の「合気道」、中学生の「その他武道」がやや低めになっています。

「塾その他」の活動は、「スポーツ」「音楽」に比べ、楽しいと答えている割合が低くなっています。特に、塾等は小学生が 17.7%、中学生が 36.7%と低めになっていました。

#### 3 いやな思いをしたことがある

学校外の活動で「この一年間にいやな思いをしたことがある」と答えている子どもは、小学生 242 人(6.3%)、中学生 122 人(4.0%)でした。

種類別では、いやな思いをしたことがある活動種類の中で、小学生は 61.8%、中学生は 53.7%と、スポーツの割合が高い傾向にありました。

しかし、いやな思いがあるが、学校外の活動を楽しいと答えている子どもは、小学生 78.9%、中学生 51.6%で、活動種類を比較すると、スポーツが多く一致していました。

#### 4 いやな思いをしたことがある 詳細

##### (1) どの様なことだったのか

小中学生ともに、「冷やかしかからかい、おどし文句、いやなことを言われる」と回答している人数が 163 人(44.8%)で最も多く、次に、「自分の意見を聞いてくれない」が 87 人(23.9%)の順で多くなっていました。言葉の暴力や、子どもの権利で大切にしている主体性が脅かされている可能性

も疑われます。また「ぶたれたり、たたかれたり、けられたりする」と答えた子も 50 人(13.7%)あり、体罰の実態もうかがわれました。

小学生 97 人(40.1%)、中学生 50 人(41.0%)が自由記述欄へ記入をしており、暴力や暴言、差別的対応などを具体的に記入していました。

(2) 今もつづいているのか

「いやな思いをしたことがある」と答えたうち 233 人(64.0%)は、今も継続していると答えていました。

(3) いやな思いをしたことをどう感じているか

「他に自分への言い方や伝え方があるのではないかと思う」109 人(29.9%)と捉えている子もいますが、「いやな思いをしているのは、自分だけではない」107 人(29.4%)とか、「自分のためなので仕方がない」や「自分のためなので感謝している」99 人(27.2%)と権利の侵害とはとらえず、諦めたり、正当なこととして受け入れている実態も見受けられました。

(4) いやな思いをしたときの行動

約半数は、「親や大人に話をした」170 人(46.7%)、と答えていましたが、「誰にも話せなかった」14 人(3.8%)、「がまんした」92 人(25.3%)(複数回答)と答えたている実態があり、この子どもたちが相談できる体制、環境づくりが必要と思われま

## 5 子どもの権利相談室『こころの鈴』への相談

子どもの権利相談室『こころの鈴』へ相談したいとの回答は 10 人(2.7%)で、積極的に相談をしたと考える子どもが少いようです。

「違う人に相談する」と答えた 102 人(28.0%)については、安心できますが、「あなたが『いやな思いをしている』ことは、子どもの権利の侵害に当たるかもしれません。～」と、子どもたちに「権利の侵害にあたるものである」という情報を伝えた上での質問でも、「誰にも相談しない」や「わからない」と回答した子と「無回答」であった子の合計が、252 人(69.2%)いることは、問題の根は深く、子どもたちが声に出すことの影響等を子どもなりに考え悩んでいる姿が浮かんできました。

## 6 子どもの権利相談室『こころの鈴』への相談方法

小学生 5 人、中学生 1 人が「自分で相談する」と答えています。小中学生ともに「こころの鈴から連絡がほしい」と答えている子どもは 0 人でした。

## IV アンケート調査結果の詳細

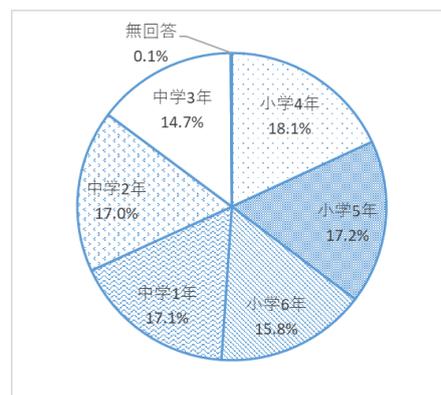
### 問① あなたの現在の学年を教えてください

◆表 4：全体 学年別 回答数

(単位：人)

学年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	無回答	計
回答数	1,673	1,595	1,460	1,582	1,578	1,357	11	9,256

◆図 1：全体 学年別割合

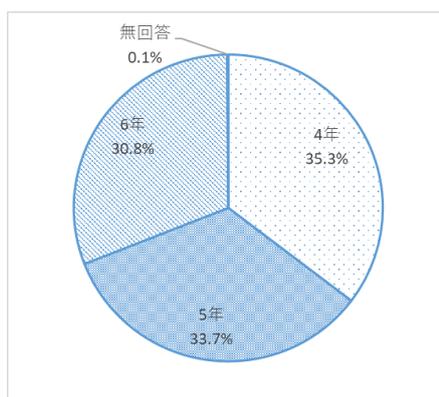


◆表 5：小学生 学年別 回答数

(単位：人)

学年	4年	5年	6年	無回答	計
回答数	1,673	1,595	1,460	5	4,733

◆図 2：小学生 学年別割合

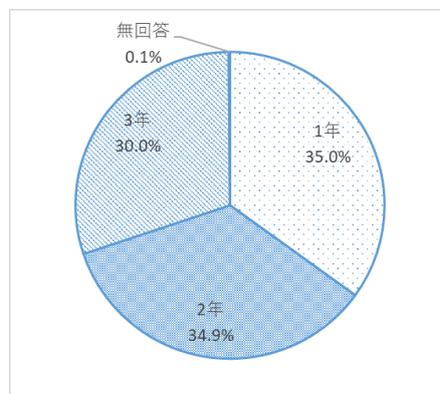


◆表 6：中学生 学年別 回答数

(単位：人)

学年	1年	2年	3年	無回答	計
回答数	1,582	1,578	1,357	6	4,523

◆図 3：中学生 学年別割合



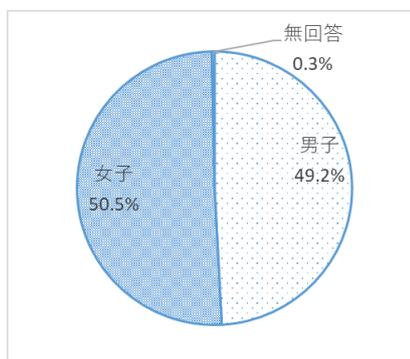
## 問② 性別を教えてください

◆表 7：全体 性別別 回答数

(単位：人)

②性別	男子	女子	無回答	計
回答数	4,551	4,676	29	9,256

◆図 4：全体 性別別回答割合

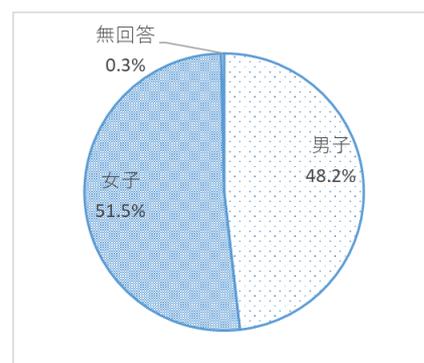


◆表 8：小学生 学年・性別別 回答数

(単位：人)

①学年	4年				5年				6年			
	男子	女子	無回答	計	男子	女子	無回答	計	男子	女子	無回答	計
②性別	815	855	3	1,673	760	828	7	1,595	704	752	4	1,460
回答数												
	無回答				総計							
	男子	女子	無回答	計	男子	女子	無回答	計				
	2	1	2	5	2,281	2,436	16	4,733				

◆図 5：小学生 学年・性別別 回答割合

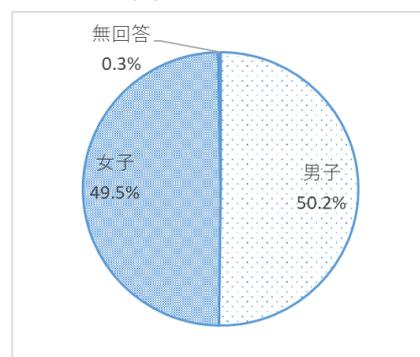


◆表 9：中学生 学年・性別別 回答数

(単位：人)

①学年	1年				2年				3年			
	男子	女子	無回答	計	男子	女子	無回答	計	男子	女子	無回答	計
②性別	804	775	3	1,582	807	766	5	1,578	657	699	1	1,357
回答数												
	無回答				総計							
	男子	女子	無回答	計	男子	女子	無回答	計				
	2	0	4	6	2,270	2,240	13	4,523				

◆図 6：中学生 学年・性別別 回答割合



**問③ 学校以外で、社会体育やスポーツに参加したり、音楽を習ったり、学習塾に通ったりしていますか**

\* 小学生は 80.8%、中学生は 66.9%、全体では 74.0%の子どもが、学校以外での社会体育やスポーツ、習い事、塾などに通っている実態がありました。

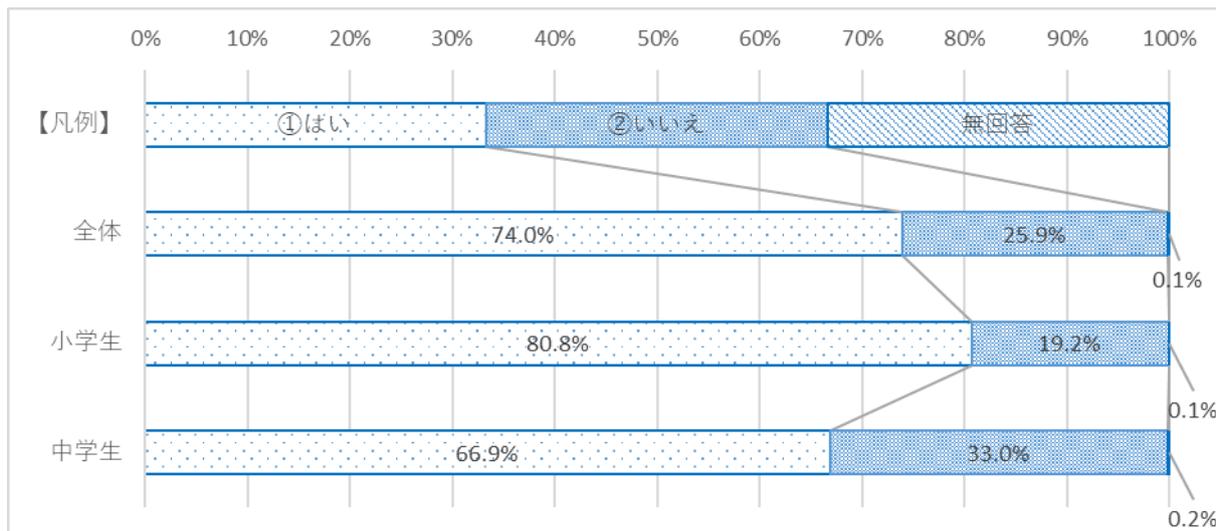
◆表 10：学校以外の活動 回答数

(単位：人)

区分/回答	①はい	②いいえ	無回答	合計
小学生	3,822	907	4	4,733
中学生	3,024	1,491	8	4,523
計	6,846	2,398	12	9,256

◆図 7：学校以外の活動 回答割合

●全体 n=9,256 / 小学生 n=4,733 / 中学生 n=4,523



問④ それはどのような活動ですか。種目などをくわしく書いてください(複数回答可)。

**活動人数 活動種類(スポーツ・音楽・塾その他) 別**

- \* 活動の種類別では、小学生はスポーツが最も多く全体の 55.7%で、次いで塾その他の 44.3%となっていました。
- \* 中学生は、塾その他が 48.6%で最も多く、次いでスポーツの 27.2%となっていました。

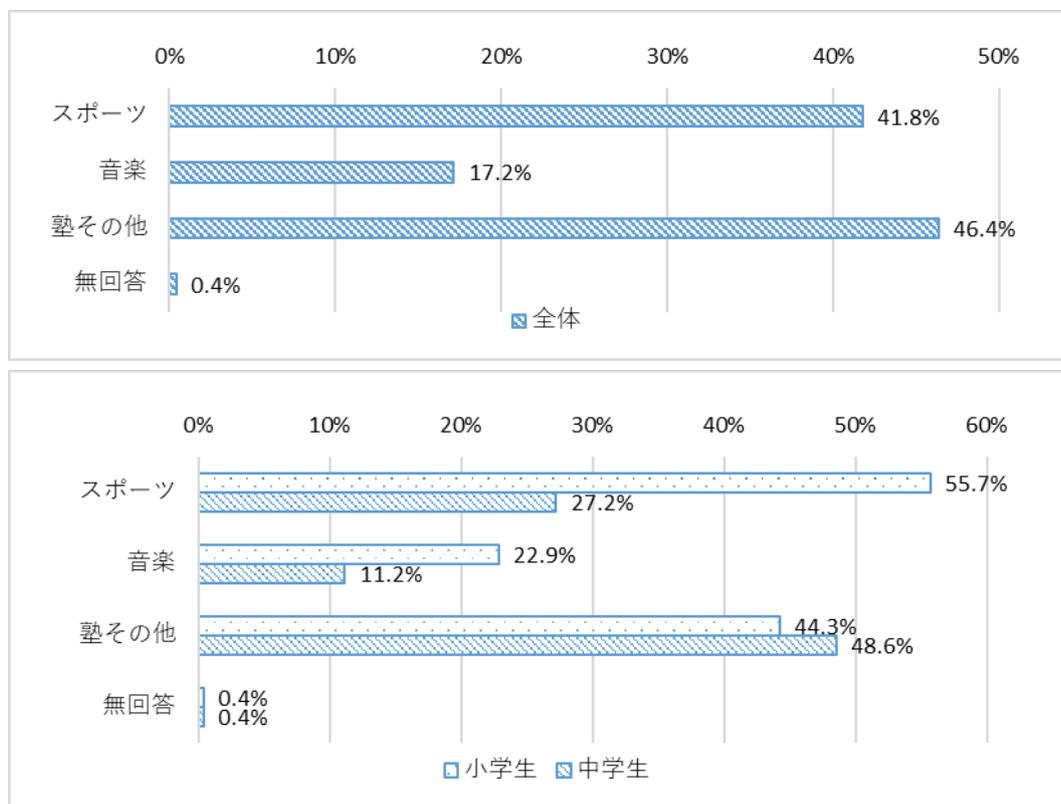
◆表 11：学校以外の活動・活動種類別 回答数 (単位：人)

区分/回答	③①はい(活動をしている)					③②いいえ (活動をしていない)	③無回答	総合計
	④スポーツ	④音楽	④塾その他	④無回答	計 (n)			
小学生	2,636	1,083	2,095	19	3,822	907	4	<b>4,733</b>
中学生	1,232	505	2,196	19	3,024	1,491	8	<b>4,523</b>
計	3,868	1,588	4,291	38	6,846	2,398	12	<b>9,256</b>

\* 活動の種類合計は重複回答があるため、合計とは一致しません。

◆図 8：活動種類別 活動人数 回答割合

●全体 n=9,256 / 小学生 n=4,733 / 中学生 n=4,523



以下の集計は、問③:①「はい」(活動をしている)と回答している 6,846 人を対象にしています。

### 一人の子どもの活動種類

- \* 小学生は、一人当たり平均 1.71 種類の活動をしていて、最高は 6 種類でした。
- \* 中学生は、一人当たり平均 1.35 種類の活動をしていて、最高は 4 種類でした。

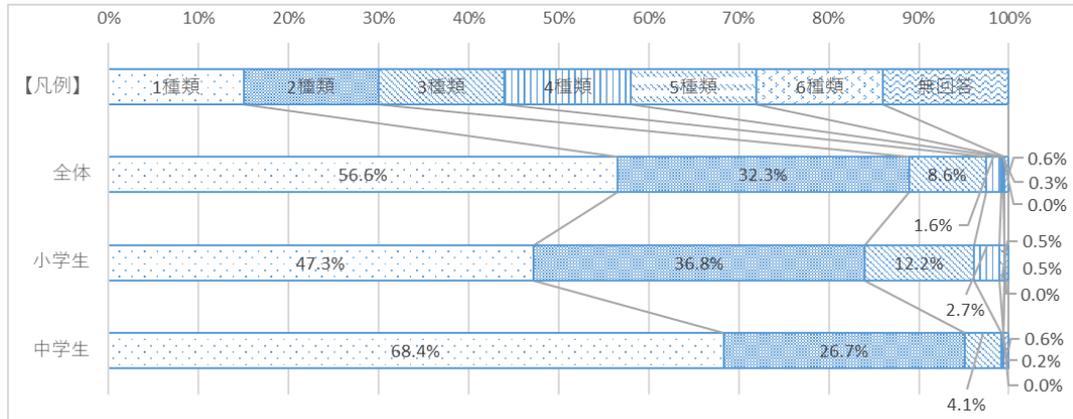
◆表 12：活動種類数

●小学生 n=3,822 / 中学生 n=3,024 / 全体 n=6,846 (単位：人)

区分/活動種類	1種類	2種類	3種類	4種類	5種類	6種類	無回答	合計	平均活動種類数
小学生	1,806	1,405	465	105	21	1	19	3,822	1.71
中学生	2,067	808	123	7	0	0	19	3,024	1.35
計	3,873	2,213	588	112	21	1	38	6,846	1.55

◆図 9：活動種類数 割合

●全体 n=6,846 人 / 小学生 n=3,822 人 / 中学生 n=3,024 人



### 一人の子どもの活動数 活動種類 (スポーツ・音楽・塾その他) 別

- \* 「スポーツ」、「音楽」、「塾その他」で分類した中で、3分野とも 1 種類が小中学生とも約 84% 以上ですが、小学生のスポーツで 15.8%、塾その他で 11.8% が複数の活動を行っていました。

◆表 13：スポーツ・音楽・塾その他別 種類数・割合

●全体 n=6,846 人 / 小学生 n=3,822 人 / 中学生 n=3,024 人

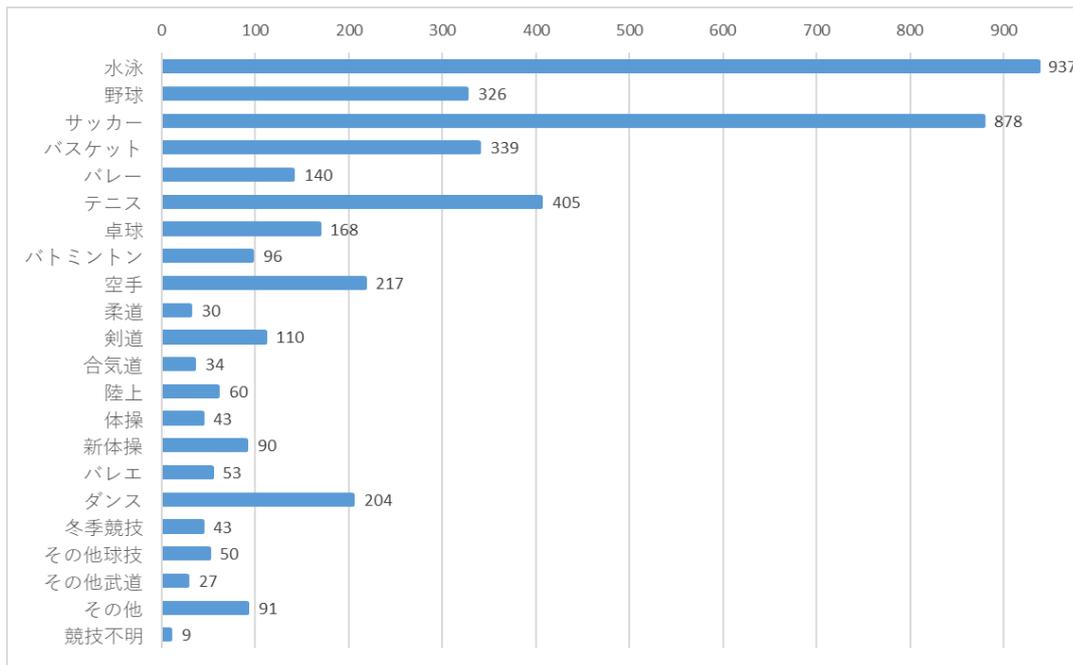
区分/活動種類	スポーツ				音楽			塾その他			無回答	
	1種類	2種類	3種類	4種類	1種類	2種類	3種類	1種類	2種類	3種類		
小学生	人	2,218	395	22	1	1,060	22	1	1,848	232	15	19
	%	84.1%	15.0%	0.8%	0.0%	97.9%	2.0%	0.1%	88.2%	11.1%	0.7%	—
中学生	人	1,192	40	0	0	499	6	0	2,099	93	4	19
	%	96.8%	3.2%	0.0%	0.0%	98.8%	1.2%	0.0%	95.6%	4.2%	0.2%	—
計	人	3,411	435	22	1	1,560	28	1	3,948	325	19	38
	%	88.2%	11.2%	0.6%	0.0%	98.2%	1.8%	0.1%	92.0%	7.6%	0.4%	—

## 活動人数 スポーツ:種類別

\* 小学生は、水泳が一番多く、次にサッカー、テニス、野球の順で、中学生は、サッカーが一番多く、次にバスケット、テニス、卓球、野球の順になっていました。

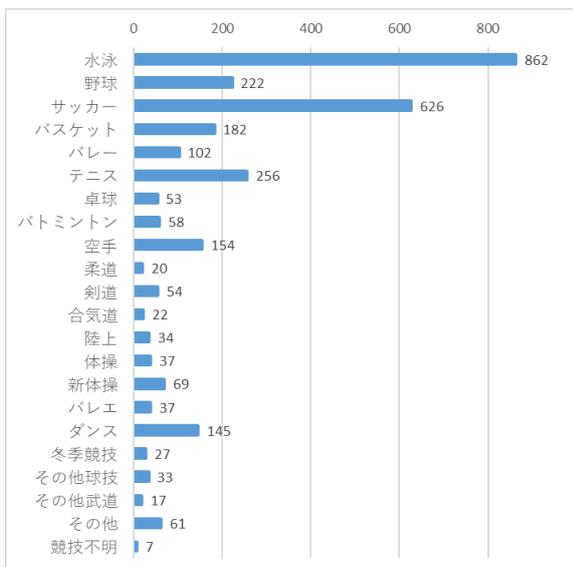
◆図 10：スポーツ 種類詳細 回答数

●全体 n=6,808 \*問④無回答者を除く (単位：人)



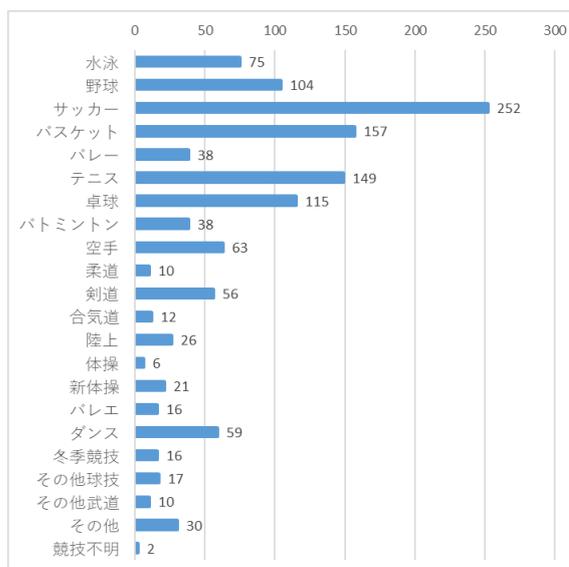
◆図 11：小学生 スポーツ 種類詳細 回答数

●小学生 n=3,803 \*問④無回答者を除く (単位：人)



◆図 12：中学生 スポーツ 種類詳細 回答数

●中学生 n=3,005 \*問④無回答者を除く (単位：人)



\*小学生と中学生の活動人数が5人未満のものは、その他に分類しています。

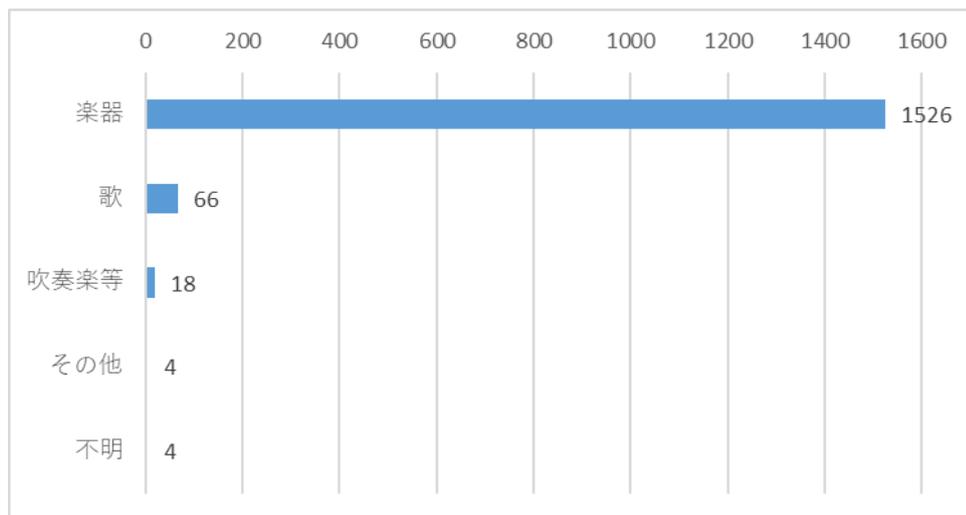
## 活動人数 音楽:種類別

\* 小中学生ともに、ピアノを中心に楽器関係が圧倒的に多く、94.3%を占めていました。

◆図 13：音楽 種目詳細 回答数

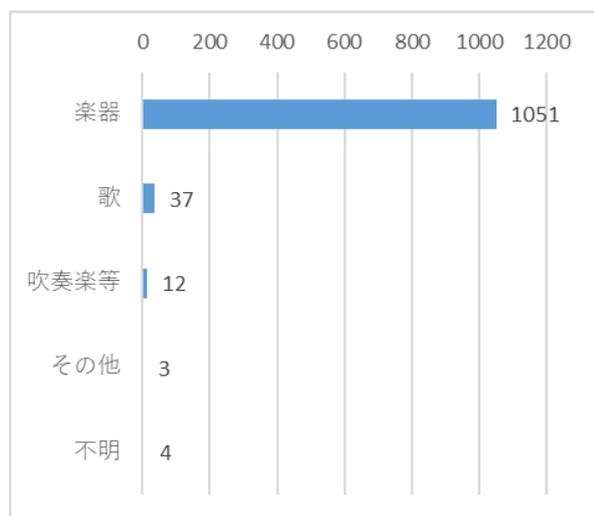
●全体 n=6,808 \* 問④無回答者を除く

(単位：人)



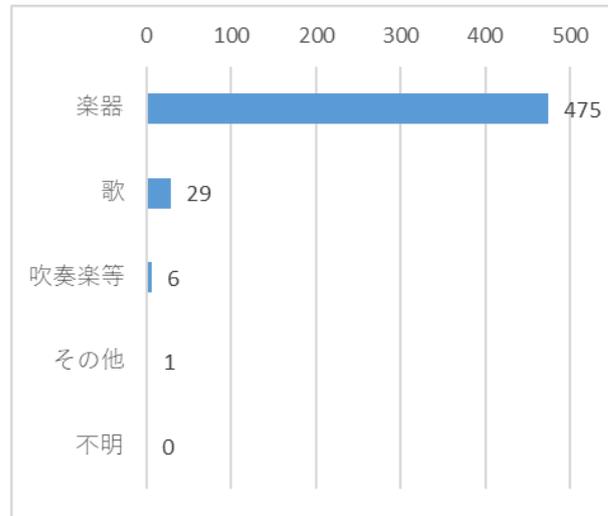
◆図 14：小学生 音楽 種類詳細 回答数

●小学生 n=3,803 人 \* 問④無回答者を除く (単位：人)



◆図 15：中学生 音楽 種類詳細 回答数

●中学生 n=3,005 \* 問④無回答者を除く (単位：人)



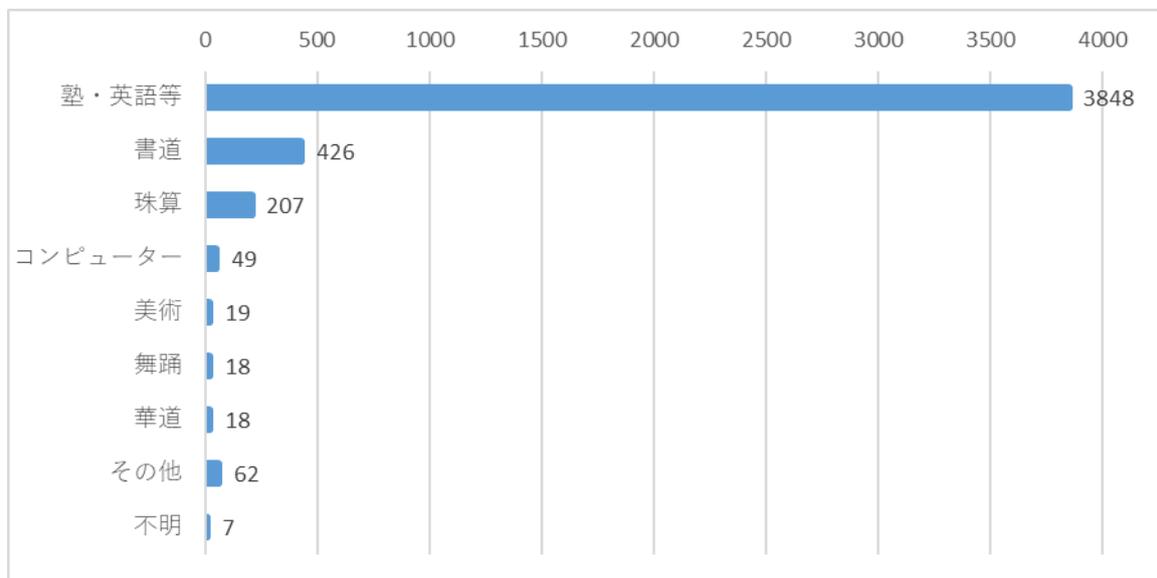
\* 小学生と中学生の活動人数が5人未満のものは、その他に分類しています。

## 活動人数 塾その他:種類別

\* 小中学生ともに、塾・英語等が最も多く、次いで書道、珠算の順になっていました。

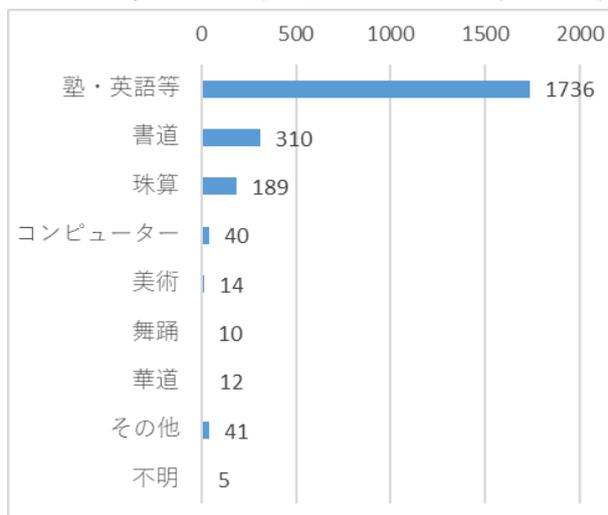
◆ 図 16：塾その他 種類詳細 回答数

●全体 n=6,808 \* 問④無回答者を除く (単位：人)



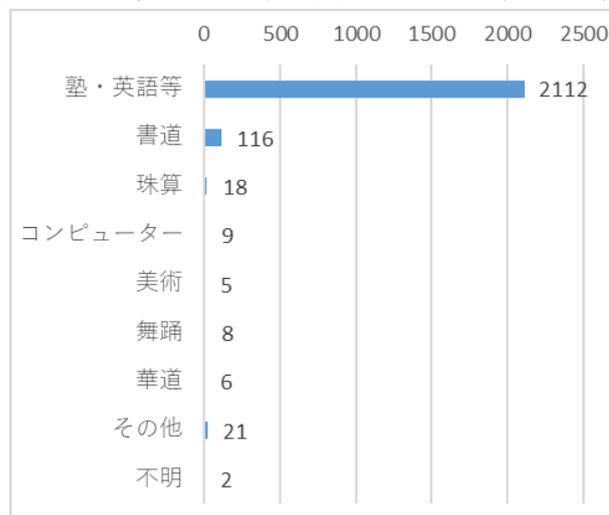
◆ 図 17：小学生 塾その他 種類詳細 回答数

●小学生 n=3,803 \* 問④無回答者を除く (単位：人)



◆ 図 18：中学生 塾その他 種類詳細 回答数

●中学生 n=3,005 \* 問④無回答者を除く (単位：人)



\* 小学生と中学生の活動人数が5人未満のものは、その他に分類しています。

### 問⑤ その活動は、楽しいですか

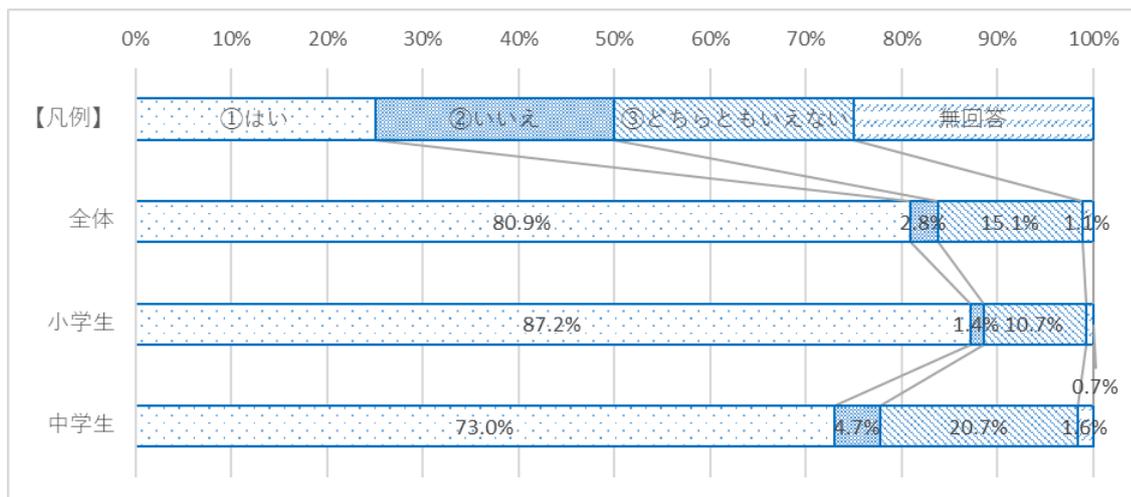
\* 小学生の 87.2%、中学生の 73.0%は、「①はい」活動が楽しいと答えていますが、小学生の 1.4% (52 人)、中学生の 4.7%(142 人)は、「②いいえ」と答えていました。

◆表 14：活動は楽しいか 回答数 (単位：人)

区分/回答	①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
小学生	3,333	52	409	28	<b>3,822</b>
中学生	2,207	142	627	48	<b>3,024</b>
計	5,540	194	1,036	76	<b>6,846</b>

◆図 19：活動は楽しいか 回答割合

●全体 n=6,846 / 小学生 n=3,822 / 中学生 n=3,024 人



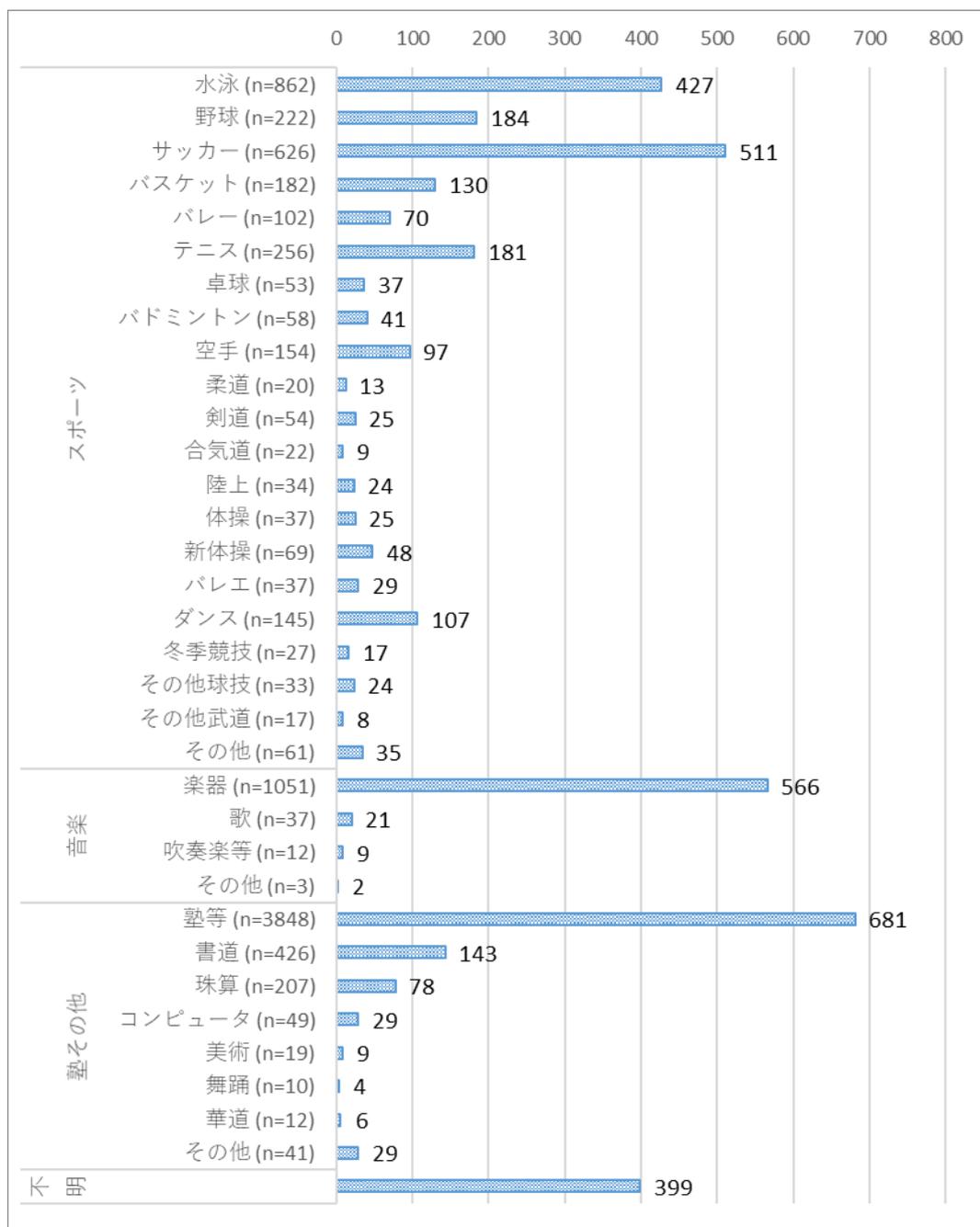
### 問⑤ 楽しい活動はどの種目ですか(複数回答可)

\* 小学生は、回答数が多い順に、塾等、楽器、サッカー、水泳、野球となっていました。

◆図 20：小学生 楽しい活動種類詳細 回答数

●小学生 n=3,333

(単位：人)

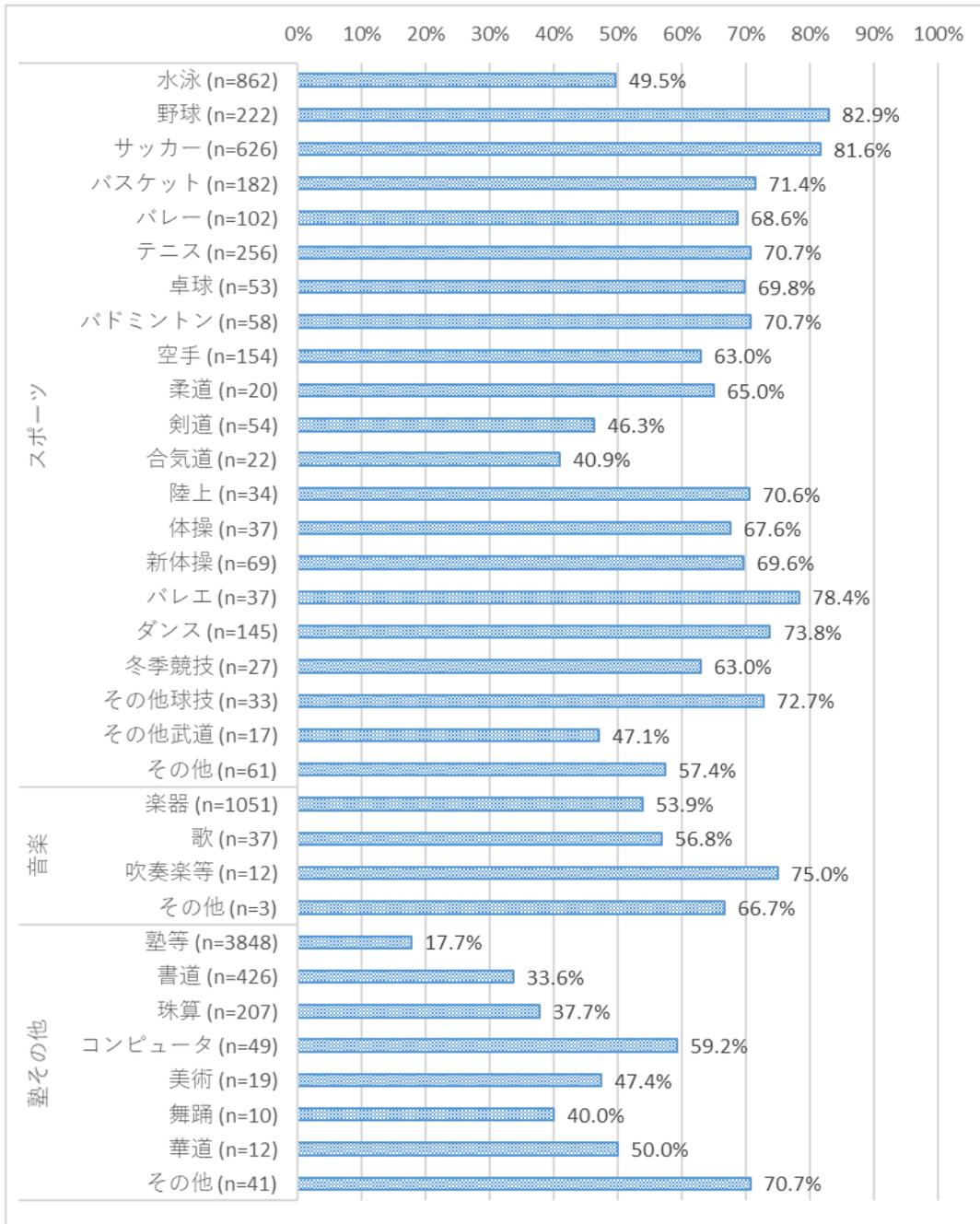


\*縦軸：活動種類詳細のカッコ内nは、活動人数(16～18頁参照)です。

\* 活動人数に対して楽しい活動と答えた割合には差があり、野球、サッカーが高い傾向で、塾等は低い傾向でした。

◆図 21：小学生 楽しい活動種類詳細 回答割合

●小学生 n=3,333



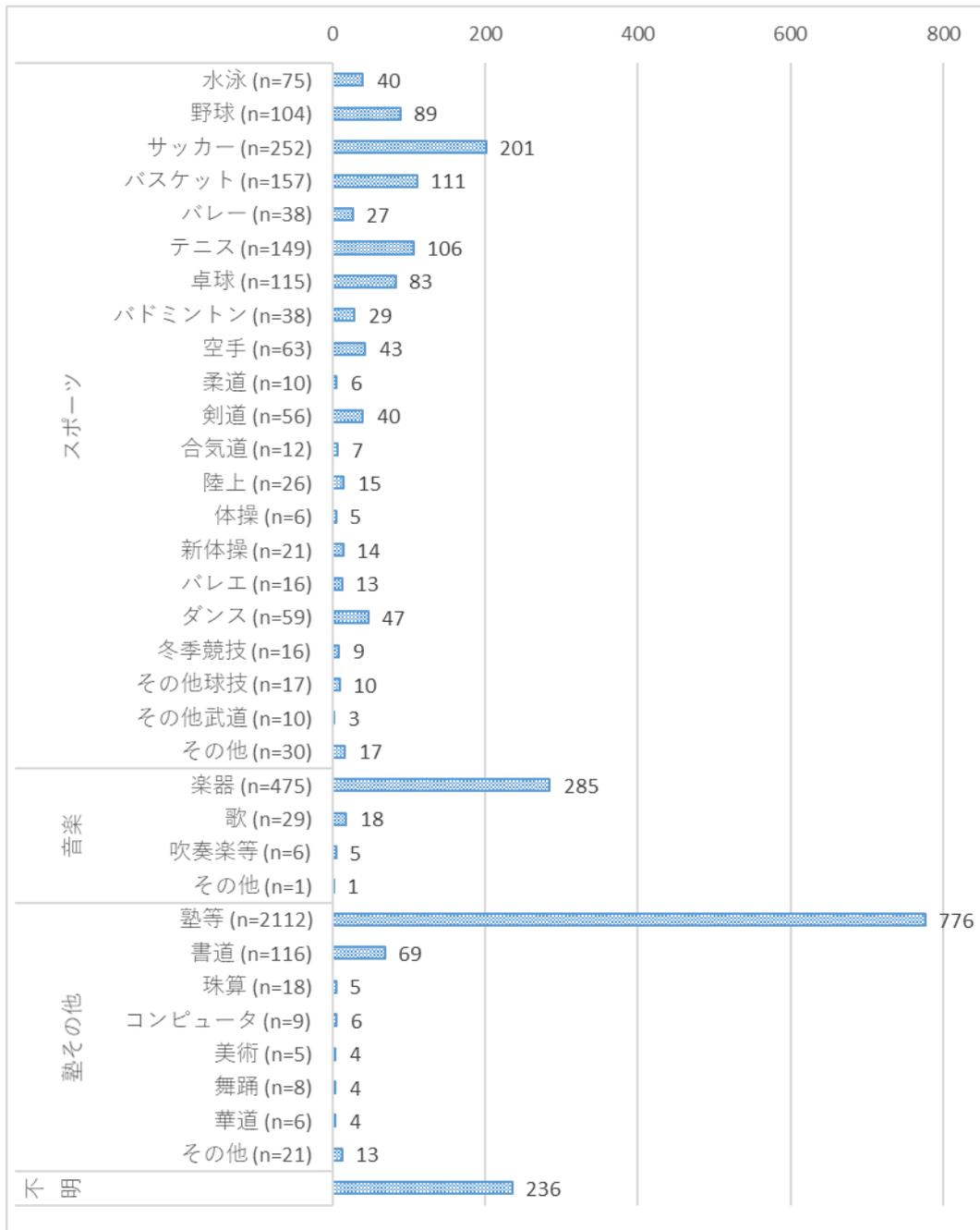
\*縦軸：活動種類詳細のカッコ内nは、活動人数(16～18頁参照)です。

\* 中学生は、回答数が多い順に、塾等、楽器、サッカーとなっていました。

◆図 22：中学生 楽しい活動種類詳細 回答数

●中学生 n=2,707

(単位：人)

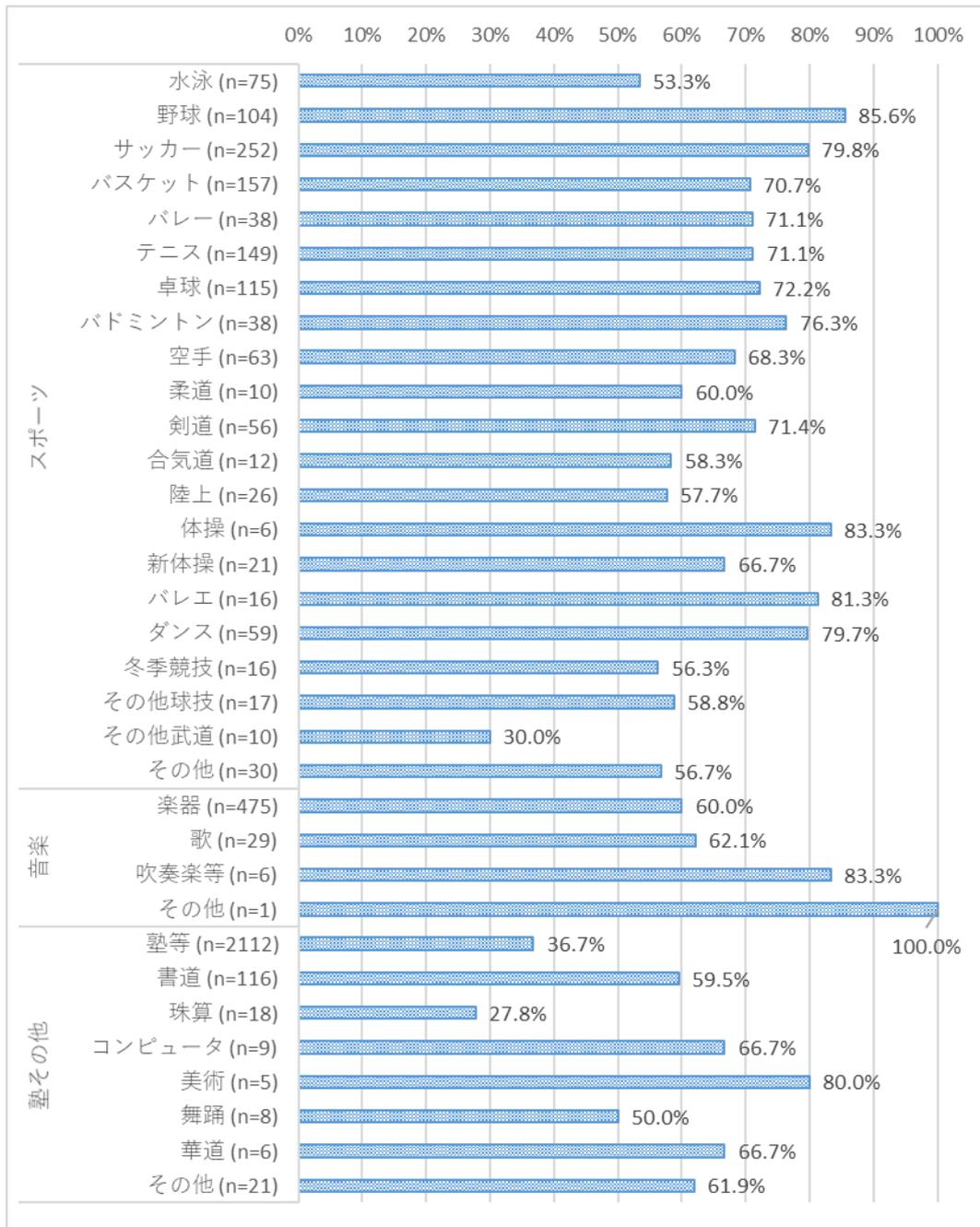


\* 縦軸：活動種類詳細のカッコ内 n は、活動人数(16～18 頁参照)です。

\* 活動人数に対して楽しい活動と答えた割合には差があり、野球、体操、吹奏楽等が高い傾向でした。

◆図 23：中学生 楽しい活動種類詳細 回答割合

●中学生 n=2,707



\* 縦軸：活動種類詳細のカッコ内 n は、活動人数(16～18 頁参照)です。

**問⑥ あなたは、この1年間に、学校外のスポーツ・文化活動の中で、指導の先生や監督の言葉や行動から、いやな思いをしたことがありますか**

\* 学校外の活動をしている子どもの中で、全体では5.3%が①はい「いやな思いをしたことがある」と答えています。率は高くはありませんが、人数では364人が「いやな思いをしたことがある」という実態がわかりました。

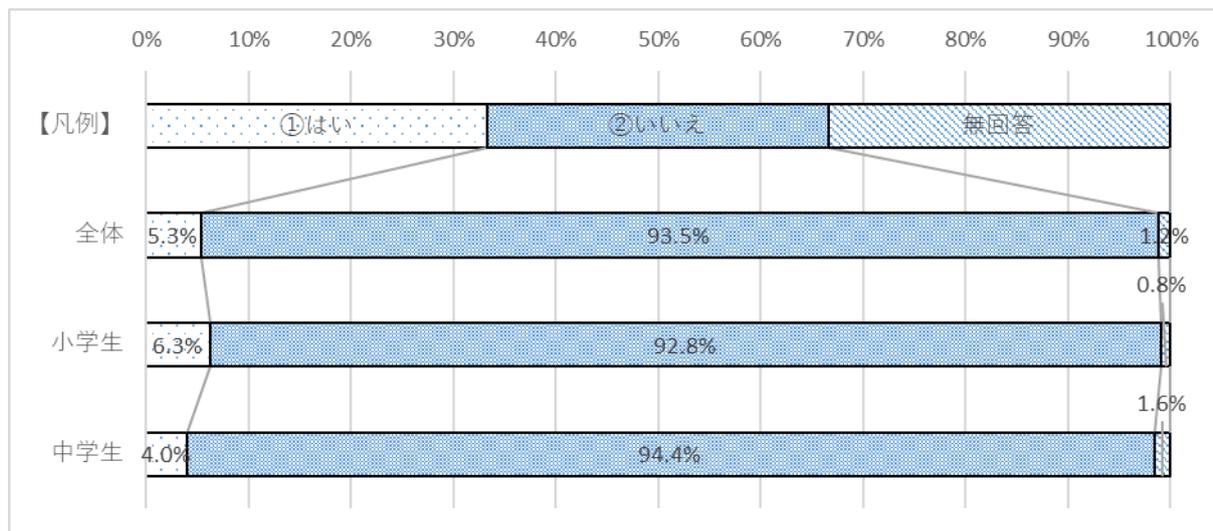
◆表 15：いやな思いをしたことがある 回答数

●小学生 n=3,822／中学生 n=3,024／全体 n=6,848 (単位：人)

区分／回答	①はい	②いいえ	無回答	計
小学生	242	3,548	32	3,822
中学生	122	2,854	48	3,024
計	364	6,402	80	6,846

◆図 24：いやな思いをしたことがある 回答割合

●全体 n=6,848／小学生 n=3,822／中学生 n=3,024



以下の集計は、設問⑥:①「はい」と回答している 364 人を対象にしています。

**問⑥ 「いやな思いをしたことのある活動」はどの種目ですか(複数回答可)**

**いやな思いをしたことのある 活動種類 (スポーツ・音楽・塾その他別)**

\* いやな思いをした活動種類は、小中学生とも「スポーツ」が最も多く、次いで「塾その他」になっていました。

◆表 16：いやな思いがある活動種類 回答数

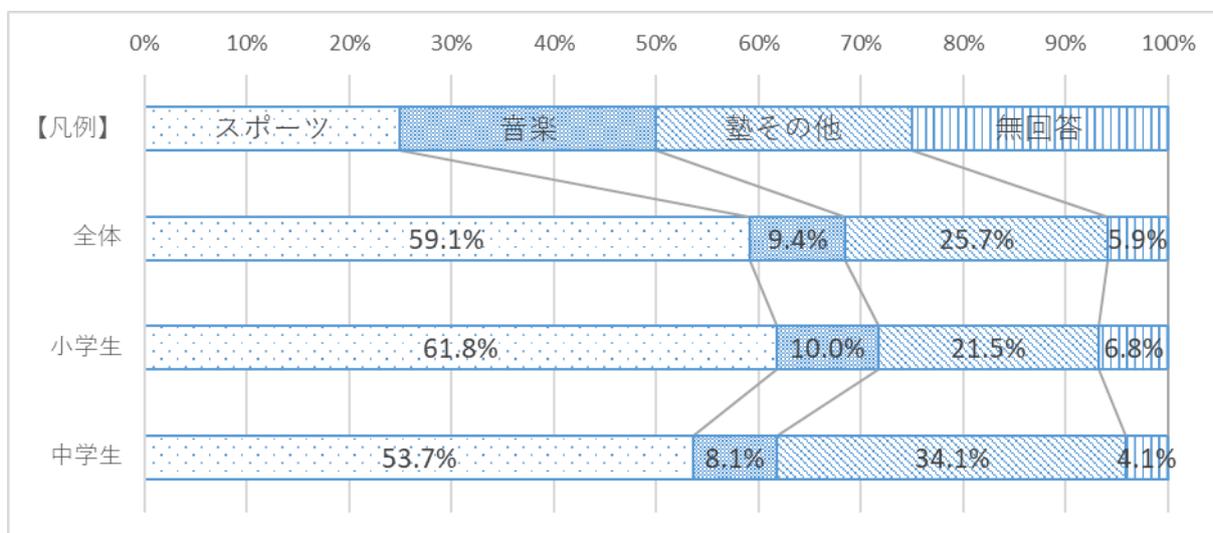
●小学生 n=242 / 中学生 n=122 / 全体 n=364 (単位：人)

区分/種類	スポーツ	音楽	塾その他	無回答	計
小学生	155	25	54	17	<b>251</b>
中学生	66	10	42	5	<b>123</b>
計	221	35	96	22	<b>374</b>

(注)いやな思いがある人数と、種類数に差があるのは、複数回答が含まれるため

◆図 25：小学生・中学生別 いやな思いがある活動種類 回答割合

●全体 n=374 / 小学生 n=251 / 中学生 n=123



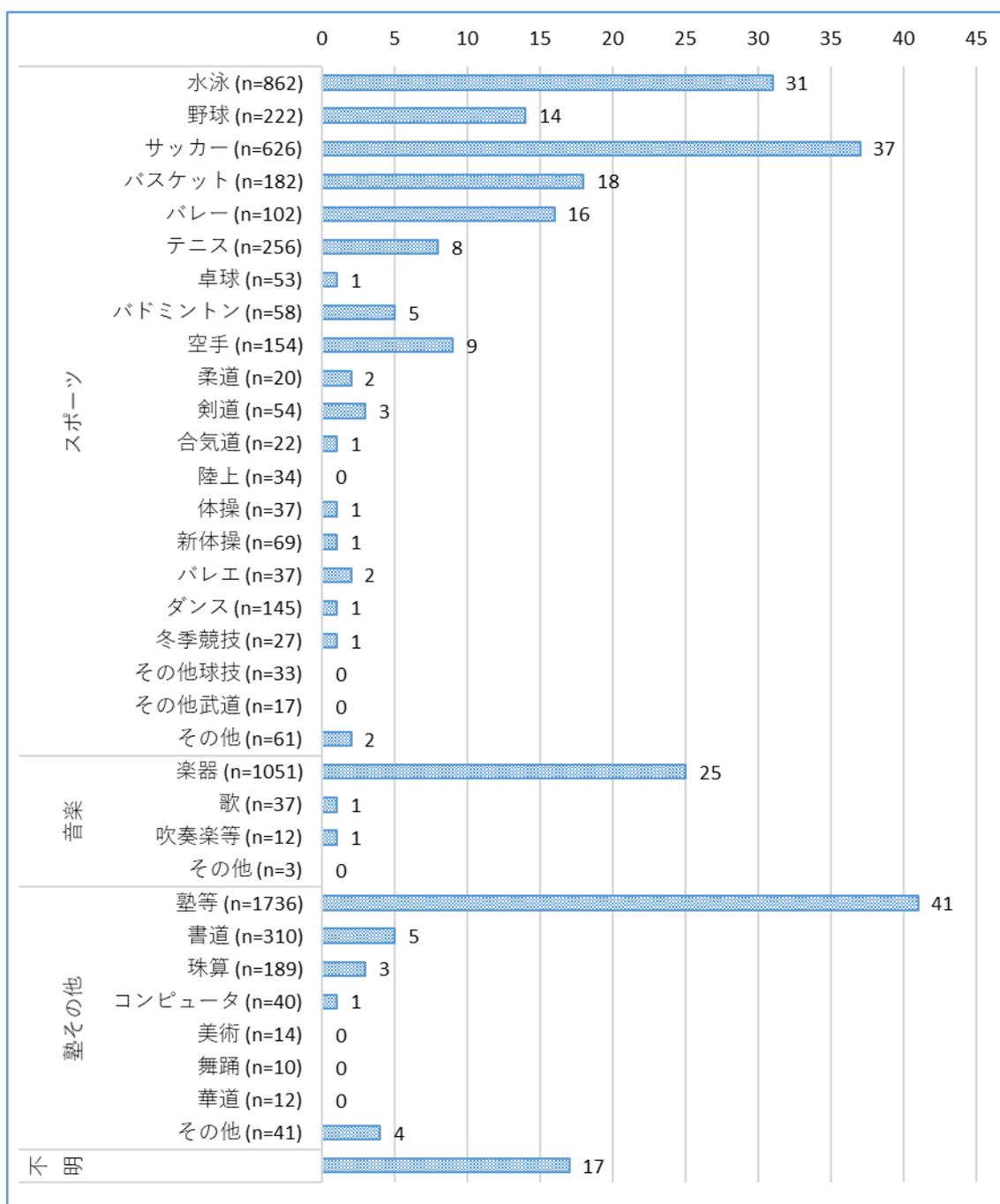
## いやな思いをしたことのある 活動種類 詳細

\* 小学生は、回答数が多い順に、塾等 42 人、サッカー 37 人、水泳 31 人となっていました。

◆図 26：小学生 いやな思いをしたことのある 活動種類詳細 回答数

●小学生 n=242

単位：人

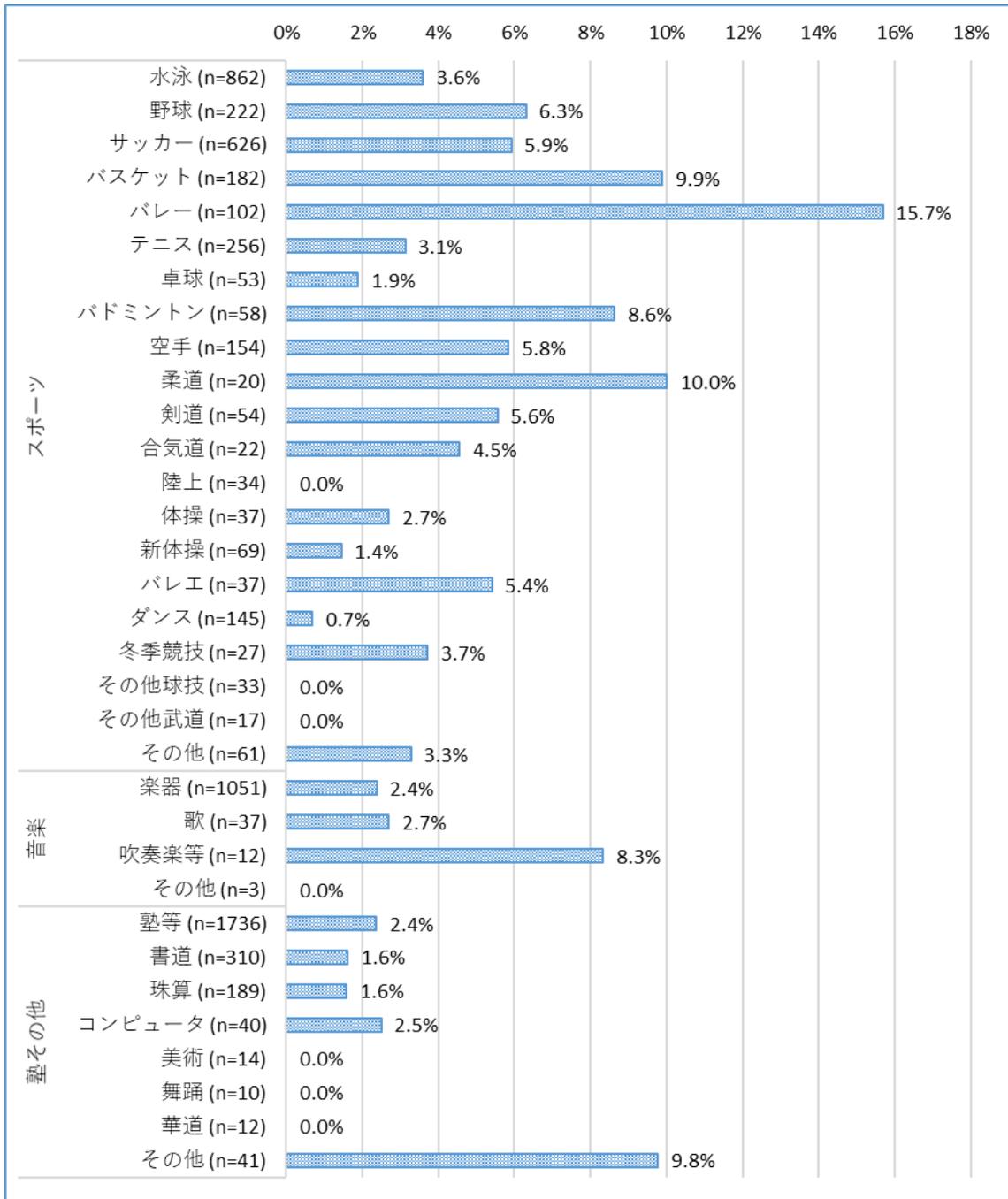


\*縦軸：活動種類詳細のカッコ内 n は、活動人数(16～18 頁参照)です。

\* 活動人数に対してのいやな思いをしたことのある活動の割合は、高い順に、バレー15.7%、柔道10.0%、バスケット9.9%となっており、7種類は0%(回答なし)となっていました。

◆図 27：小学生 いやな思いをしたことのある 活動種類詳細 回答割合

●小学生 n=242



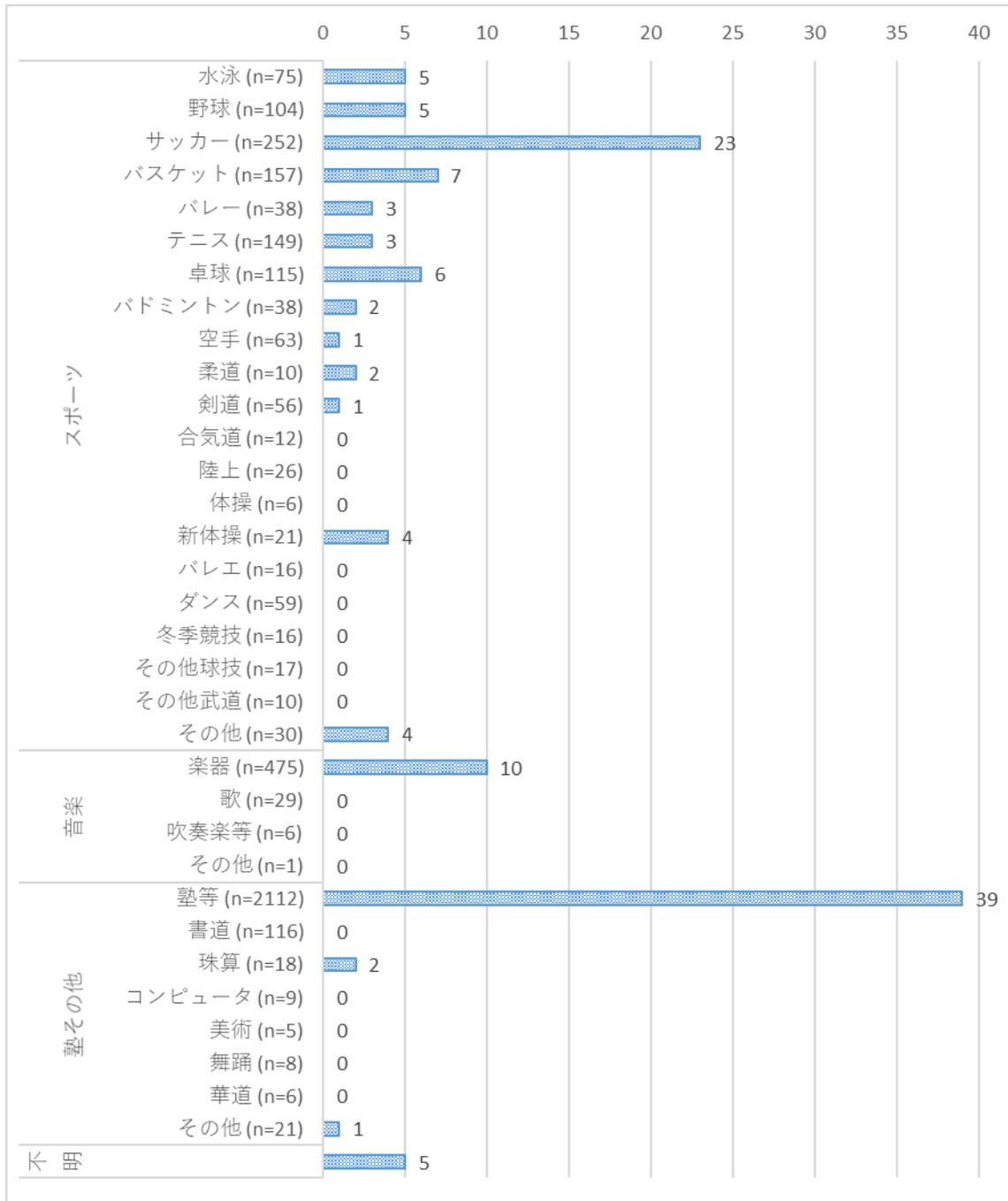
\* 縦軸：活動種類詳細のカッコ内 n は、活動人数(16~18 頁参照)です。

\* 中学生は、回答数が多い順に、塾等 39 人、サッカー 23 人、楽器 10 人となっていました。

◆ 図 28：中学生 いやな思いをしたことのある 活動種類詳細 回答数

●中学生 n=122

(単位：人)

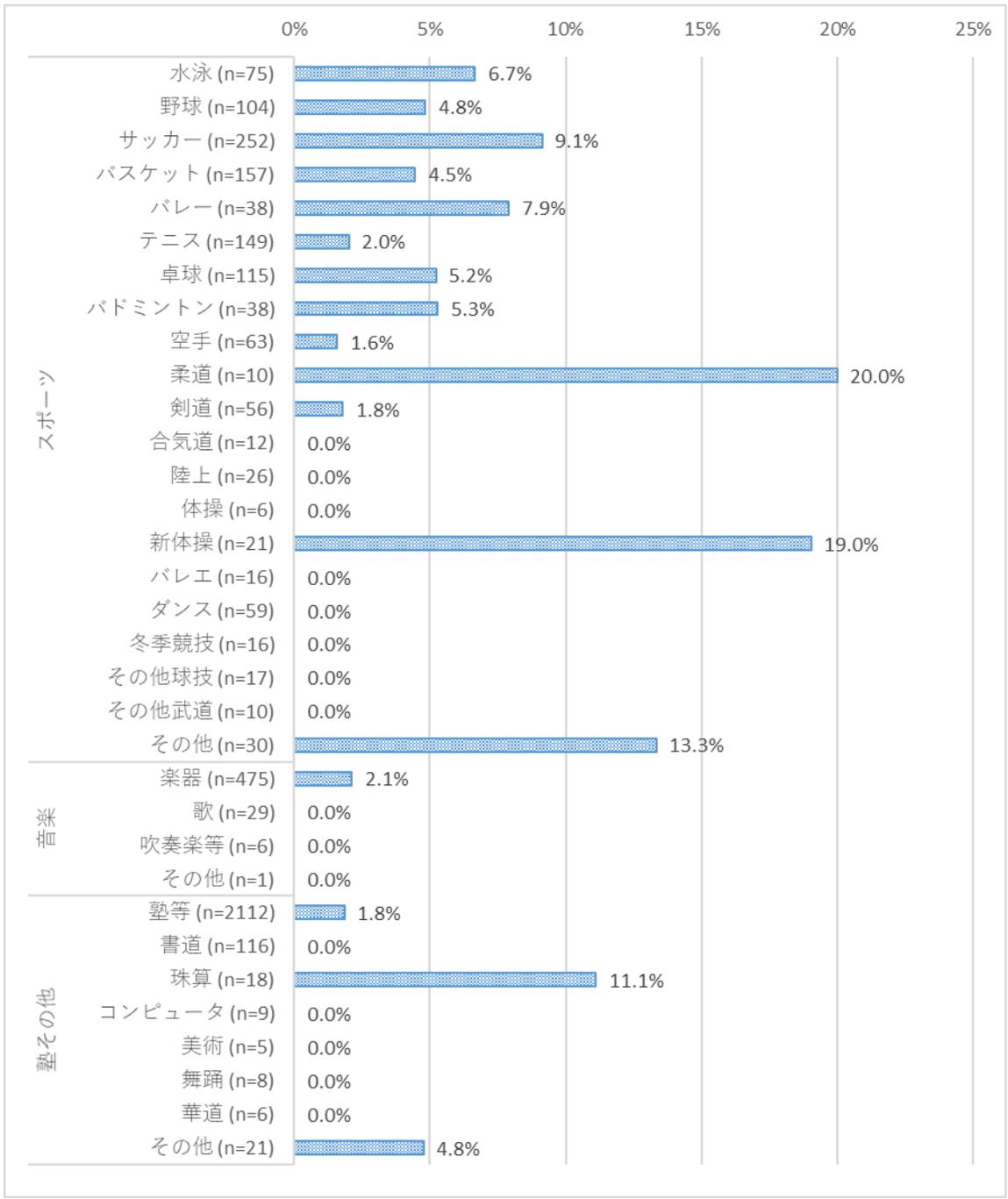


\* 縦軸：活動種類詳細のカッコ内 n は、活動人数(16~18 頁参照)です。

\* 活動人数に対してのいやな思いをしたことのある活動の割合は、高い順に、柔道 20.0%、新体操 19.0%、スポーツ・その他 13.3%となっており、16種類は0%(回答なし)となっていました。

◆ 図 29：中学生 いやな思いをしたことのある 活動種類詳細 回答割合

● 中学生 n=122



\* 縦軸：活動種類詳細のカッコ内 n は、活動人数(16～18 頁参照)です。

**いやな思いがあると回答した人と、問⑤：学校外の活動は楽しいですか との集計**

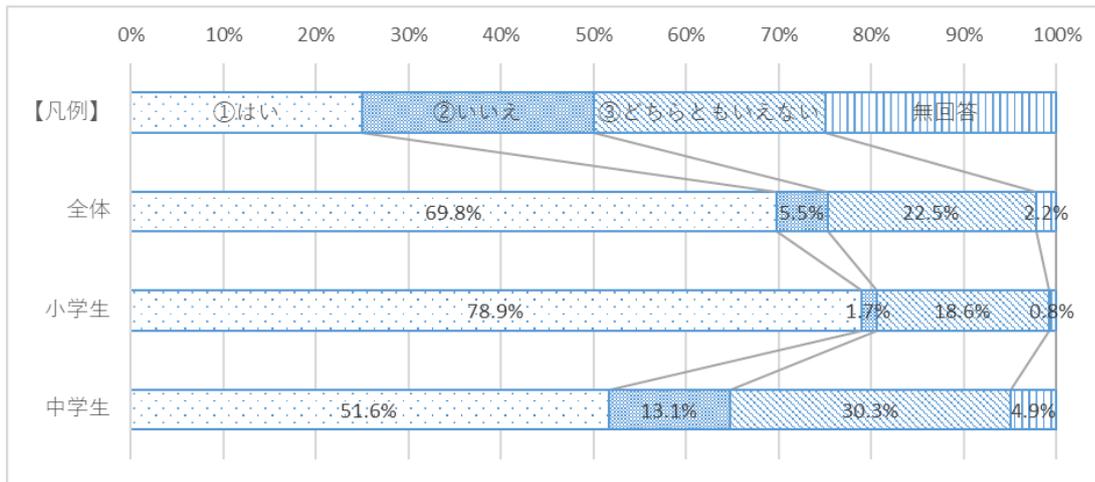
- \* 小学生は、いやな思いをしている 242 人の内、191 人（78.9%）が学校外の活動を楽しいと答えていました。
- \* 中学生は、いやな思いをしている 122 人の内、63 人（51.6%）が学校外の活動を楽しいと答えていました。

◆表 17：いやな思いがあると回答した人の、問⑤：「学校外の活動は楽しいですか」回答数  
(単位：人)

区分/問⑤	①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
小学生	191	4	45	2	242
中学生	63	16	37	6	122
計	254	20	82	8	364

◆図 30：いやな思いがあると回答した人の、問⑤：「学校外の活動は楽しいですか」回答割合

●全体 n=364 / 小学生 n=242 / 中学生 n=122



- \* 小学生は、52 人(スポーツ:41 人、音楽:5 人、塾その他:6 人)が、いやな活動と楽しい活動が同じと答えていました。
- \* 中学生は、スポーツをする 13 人が、いやな活動と楽しい活動が同じと答えていました。

◆表 18：活動別 いやな思いがある活動と楽しい活動が同じ 回答数

●小学生 n=242 / 中学生 n=122 / 全体 n=364 (単位：人)

区分/活動の比較	いやな思いをした活動と楽しい活動が同じ			計
	スポーツ	音楽	塾その他	
小学生	41	5	6	52
中学生	13	0	0	13
計	54	5	6	65

※尚、表 18 は、問⑥「いやな思いをしたことのある活動」と問⑤「楽しい活動」が分かり、比較をして、一致しているものについての集計した数となっています。

## 問⑦ それほどのようなことですか(複数回答可)

- \* 小中学生ともに、合計で最も多かったのは、「冷やかしやからかい、おどし文句いやなことを言われる」で、次いで「自分の意見を聞いてくれない」でした。
- \* 割合では少ないですが、「ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりする」と答えた小中学生が12人いました。

◆表 19：「いやな思い」の要因 回答数

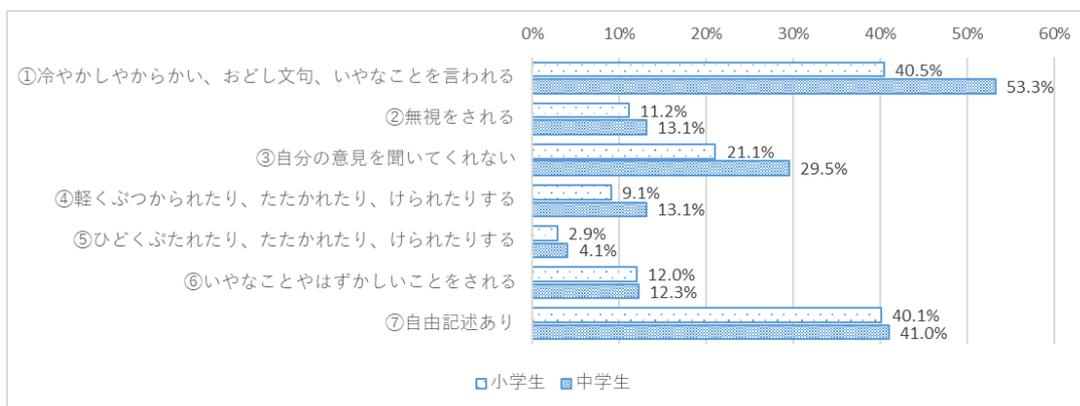
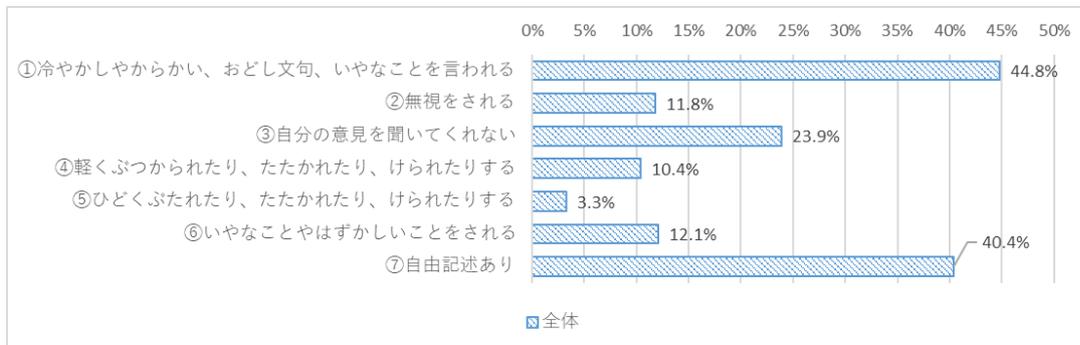
●小学生 n=242／中学生 n=122

(単位：人)

回答／区分	小学生	中学生	計
①冷やかしやからかい、おどし文句、いやなことを言われる	98	65	163
②無視をされる	27	16	43
③自分の意見を聞いてくれない	51	36	87
④軽くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする	22	16	38
⑤ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりする	7	5	12
⑥いやなことやはずかしいことをされる	29	15	44
⑦その他 自由記述あり	97	50	147

◆図 31：「いやな思い」の要因 割合

●全体 n=364／小学生 n=242／中学生 n=122



問⑦ ⑦その他(例：不公平な対応など、①～⑥のこと以外にもあればお書きください)

◆表 20：小学生 それほどのようなことですか 「その他」の回答

回答は要約したもの (n=97 人)

<b>&lt;スポーツ&gt; n=70</b>		
暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体を振り回される</li> <li>・ボールや練習用具を投げつけられる (2件)</li> <li>・ぶたれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強くつかまれる</li> <li>・足を踏まれる</li> </ul>
暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強い言い方で非難される (2件)</li> <li>・帰れと言われる</li> <li>・ミスをすると脅迫される</li> <li>・嫌な呼び方、嫌なことを言われる (6件)</li> <li>・理不尽な言動 (2件)</li> <li>・すぐにできないことを皆の前で確認される</li> <li>・罵声を浴びせられる (2件)</li> <li>・言われてないことを言ったはずだと言われる</li> <li>・チームをバカにされる</li> <li>・自分は要らないと言われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉遣いが悪い (2件)</li> <li>・やる気をなくす言葉、発言 (2件)</li> <li>・連帯責任で怒られる</li> <li>・言葉の暴力</li> <li>・怒鳴られる</li> <li>・皆の前で間違いを言われる</li> <li>・怒られる</li> <li>・怖くて思い切ってプレーできない</li> <li>・親をバカにされる</li> </ul>
性的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体を触られる</li> <li>・異性に抱っこされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くすぐられる</li> </ul>
差別的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひいき、不公平 (4件)</li> <li>・やってないのに勘違いされる</li> <li>・自分だけ厳しくされる</li> <li>・練習場所を交代させられる</li> <li>・差別的発言、差別される (3件)</li> <li>・トイレに行かせてもらえない</li> <li>・やったことでないのに叱られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の人と比べられる</li> <li>・練習させてもらえない</li> <li>・自分だけ嫌なことをされる</li> <li>・決まった人だけ怒られる</li> <li>・練習をみてもらえない</li> <li>・話しかけてもらえない</li> </ul>
嫌がらせ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頑張っていることを人前で注意される</li> <li>・説明なくクラスを変えられる</li> <li>・いやな思いをしたのでやめた</li> <li>・言っていることが変わる</li> <li>・行き過ぎた指導を変える意思がない</li> <li>・保護者の悪影響を排除できない</li> <li>・設問の趣旨と異なる回答 (2件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習させてもらえない</li> <li>・練習を止められる</li> <li>・とても厳しい (2件)</li> <li>・子どもが怯えて練習している</li> <li>・子どもが集中できない環境が継続する</li> </ul>
<b>&lt;音楽&gt; n=10</b>		
暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爪を立てられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手を払いのけられる</li> </ul>
暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声で注意される</li> <li>・強く怒鳴られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きつい口調で注意される</li> <li>・しつこく怒られる</li> </ul>
差別的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やっていないのに自分のせいにされる</li> </ul>	
嫌がらせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習したのに認めてくれない</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文句を言われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い声で注意される</li> </ul>
<b>&lt;塾その他&gt; n=24</b>		
暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッグでたたかれる</li> </ul>	
暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皆の前でバカにされる</li> <li>・嫌な呼び方、嫌なことを言われる (2件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母のしつこくを否定される</li> </ul>
差別的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の人に厳しい</li> <li>・不公平</li> <li>・もう一人の子と差別される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力のことで友達と比較される</li> <li>・入って1ヶ月の人にだけやさしい</li> </ul>
嫌がらせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌な呼び方、嫌なことを言われる (2件)</li> <li>・成績の悪いことをはっきり言われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失敗をバカにされる</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せかされる</li> <li>・声がうるさい</li> <li>・宿題が多い (2件)</li> <li>・こちらの身にもなってほしい</li> <li>・設問の趣旨と異なる回答 (2件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制的に発言させられる</li> <li>・勝手に自分の意見を使われる</li> <li>・自分を理解してくれない</li> </ul>
<b>&lt;種類不明&gt; n=8</b>		
暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罵声を浴びせられる</li> <li>・厳しい言葉を言われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきなり強く怒られる</li> </ul>
差別的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公平 (2件)</li> <li>・自分だけ厳しくされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の人ばかり気にする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言い方がきつい</li> </ul>	

◆表 21：中学生 それほどのようなことですか 「その他」の回答

回答は要約したもの (n=50 人)

<スポーツ> n=39

暴力 暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボールを思い切り打ちつけられる</li> <li>・罵声を浴びせられる (2件)</li> <li>・試合中暴言を吐いている</li> <li>・ミスを怒られる、嫌味を言われる (2件)</li> <li>・怒られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌な言葉</li> <li>・聞き返すと逆ギレされる</li> <li>・強く言われる</li> </ul>
性的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体を触られる</li> </ul>	
差別的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公平な言動、対応 (9件)</li> <li>・練習内容を全員に知らせてくれない</li> <li>・聞こえよがしに評価される</li> <li>・自分だけが怒られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公平な選手起用</li> <li>・差別される</li> <li>・大会申し込みの連絡をしてくれない</li> <li>・練習をやりにくくされる</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言い方が嫌</li> <li>・よくわからないことを言われる</li> <li>・自分のやり方 (プレースタイル) を否定される</li> <li>・過度の練習</li> <li>・集金を受け取ってもらえない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うるさい</li> <li>・試合中用具の扱いが良くない</li> <li>・他の人が嫌なことをされるのが嫌</li> <li>・一生懸命やっているのに認めてくれない</li> <li>・言葉使いが気持ち悪い</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設問の趣旨と異なる回答 (1件)</li> <li>・意味不明な回答 (1件)</li> </ul>	

<音楽>n=3

暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兄姉のことを悪く言われる</li> </ul>
嫌がらせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できないと八つ当たりをされる</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッスン中にスマホやラインをしている</li> </ul>

<塾その他> n=19

暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌なことを言われる</li> <li>・あからさまにバカにされる</li> <li>・皆の前で怒鳴られる</li> <li>・人格否定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下品なことを言われる</li> <li>・いないところで悪口を言われる</li> <li>・悪口を言われる</li> </ul>
差別的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えこひいき、不公平な対応 (2件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別、学校により対応が違う</li> </ul>
嫌がらせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点数の低いことをはっきり言われる</li> <li>・できないことを責められる</li> <li>・わからないことをバカにされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導を拒否される</li> <li>・些細なことで腹を立てられる</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教えてもらえず大量の宿題を出される</li> <li>・品のないマナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間違ったことを教えられる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意味不明な回答 (1件)</li> </ul>	

<種類不明> n=1

差別的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公平な対応</li> </ul>
-------	---

### 問③ それは今も続いていますか

- \* 小中学生で割合に差はなく、「今もよくある」又は「今もときどきある」と答えた合計が233人で、嫌な思いをした小中学生のうちの64.0%、学校外の活動をしている全体の3.4%にあたります。
- \* この設問には無回答が19人と多くありました。

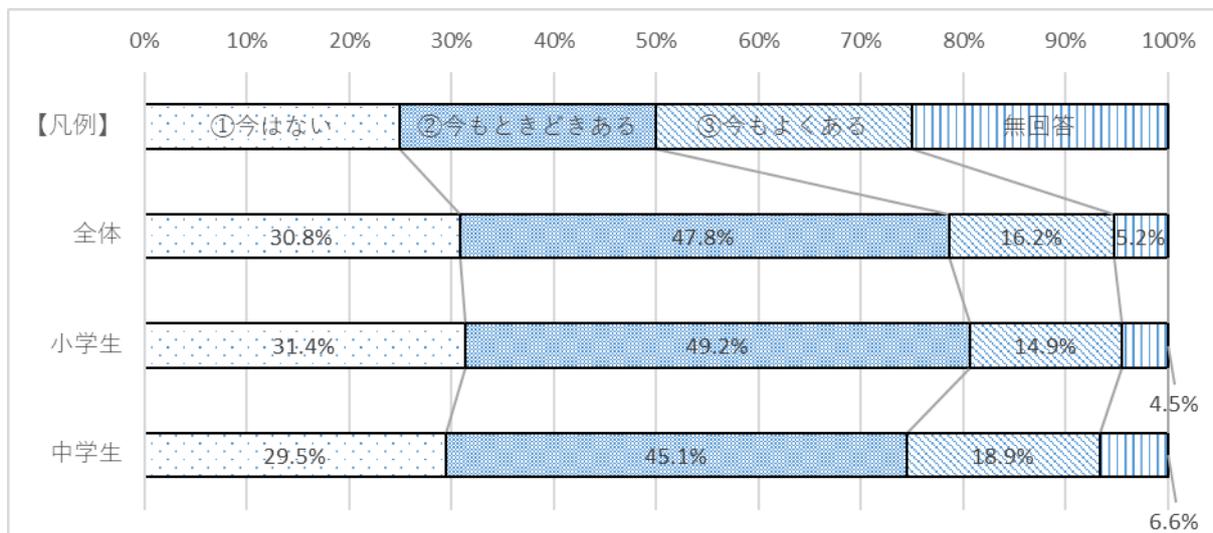
◆表 22：「いやな思い」が続いているか 回答数

●小学生 n=242 / 中学生 n=122 / 全体=364 (単位：人)

区分/回答	①今はない	②今もときどきある	③今もよくある	無回答	計
小学生	76	119	36	11	242
中学生	36	55	23	8	122
計	112	174	59	19	364

◆図 32：「いやな思い」が続いているか 回答割合

●全体=364 / 小学生 n=242 / 中学生 n=122



### 問⑨ いやな思いをしたことについて、どのように感じていますか(複数回答可)

- \* 「他に自分への言い方や伝え方があるのではないかと思う」や、「いやな思いをしているのは自分だけではないと思う」と答えた小中学生が多く、「今もいやな思いが続いている」も全体で22.5%いました。
- \* 少数ではありますが、「いやな思いはしたが、自分のためなので感謝している」や、「自分のため仕方ない」と答えた小中学生もいました。

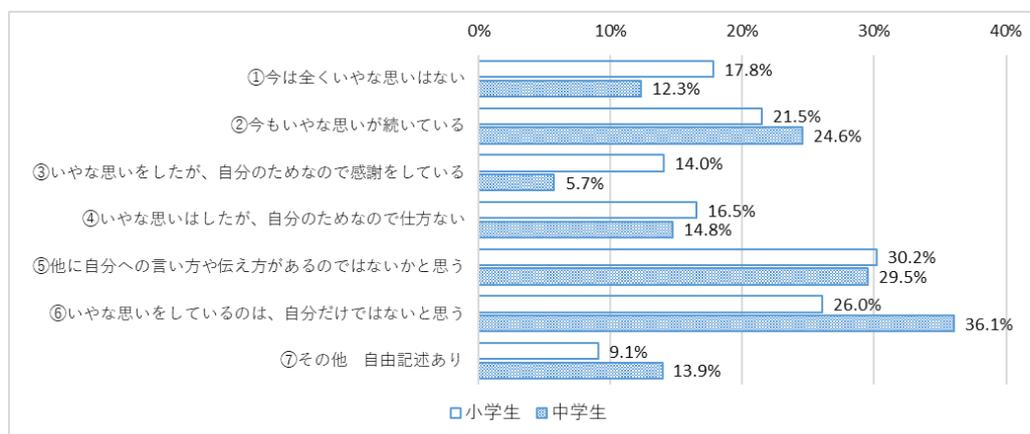
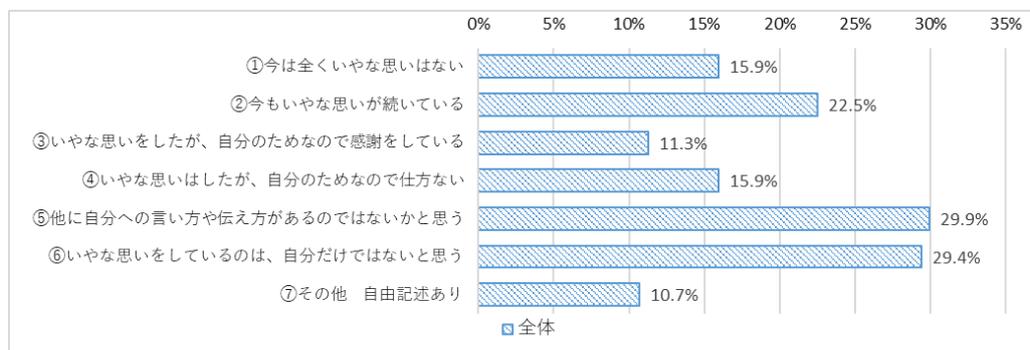
◆表 23 : 「いやな思いをした」ことをどう感じたか 回答数

●小学生 n=242 / 中学生 n=122 / 全体=364 (単位：人)

回答/区分	小学生	中学生	計
①今は全くいやな思いはない	43	15	58
②今もいやな思いが続いている	52	30	82
③いやな思いをしたが、自分のためなので感謝をしている	34	7	41
④いやな思いはしたが、自分のためなので仕方ない	40	18	58
⑤他に自分への言い方や伝え方があるのではないかと思う	73	36	109
⑥いやな思いをしているのは、自分だけではないと思う	63	44	107
⑦その他 自由記述あり	22	17	39

◆図 33 : 「いやな思いをした」ことをどう感じたか 回答割合

●全体 n=364 / 小学生 n=242 / 中学生 n=122



問⑨ ⑦その他(他に感じたことがあればお書きください)

◆表 24：小学生「いやな思いをした」ことをどう感じたか 「その他」の回答  
回答は要約したもの (n=22 人)

---

<スポーツ> n=10

- (感じ方) ・大人側の意見だと思う  
・仕方なく指導しているからだと思う  
・その言動のみで「いやな思い」なわけではない  
・他の人も同じ思いをしている  
・自信をなくした  
・自分の状況を考えると仕方がない  
・他の言い方や態度で教えてほしい
- (結果) ・そこでの活動をやめた(やめたい)につながった(3件)  
・続けたかったが親が精神的に無理だった

---

<音楽> n=3

- (感じ方) ・自分の状況を考えると仕方がない  
・いやな思いはしても成長につながり感謝  
・別にいいかともがまん

---

<塾その他> n=8

- (感じ方) ・なんだかいやな気持ちが継続する  
・他の人も同じ思いをしている  
・選択肢のいずれもの気持ちがあり継続している
- (結果) ・そこでも活動をやめた(やめたい)につながった。
- (原因) ・やってしまうことを指摘されるのが嫌だと思う  
・やっていないことを疑われたことが嫌だ  
・自分が思ったことが全く違うと言われたことが嫌だ  
・特定の人しか話してもらえないのが嫌だ

---

<種目不明> n=1

- ・もう少しだけ優しく教えてほしい
-

◆表 25：中学生「いやな思いをした」ことをどう感じたか 「その他」の回答  
回答は要約したもの (n=17 人)

---

**<スポーツ> n=7**

- (感じ方) ・いやな思いはトラウマになった
- ・いやな思いが最悪な結果とともに重なった
  - ・できないのだからもっと直接指導してほしい
  - ・他の人もいやな思いをしている
  - ・(お金の保管は) 負担感が大きい
- (結果) ・やめることにつながった(2件)

---

**<塾その他> n=9**

- (感じ方) ・強制的な決めつけは脅しと同様
- ・指示されることが嫌だ
  - ・(指導者に発現した症状の放置に対し) 生理的嫌悪
  - ・他の人もいやな思いをしている (2件)
- (結果) ・やめることにつながった (2件)
- (原因) ・教えてもらう目的が果たされていない
- (その他) ・設問の回答外 (2件)
-

### 問⑩ あなたが「いやな思いをした」時、なにか行動をしましたか(複数回答可)

- \* 「親や大人に話をした」と答えた小中学生が最も多く 46.7%でした。
- \* 「がまんした」や、「誰にもはなせなかった」と答えた小中学生を合わせると 106 人いて、中学生より小学生の方が高い割合でした。

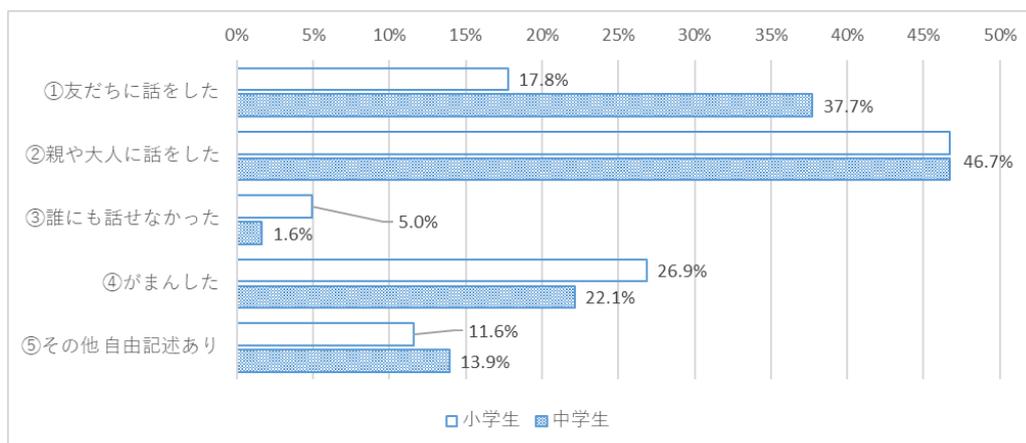
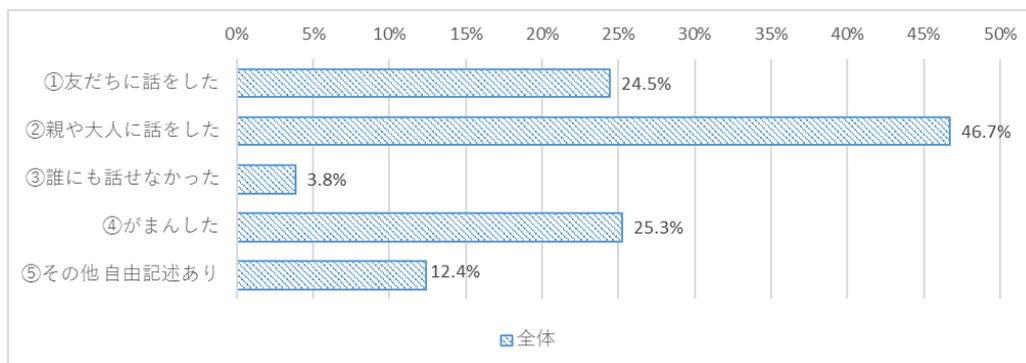
◆表 26：「いやな思いをした」時どのように行動をしたか 回答数

●小学生 n=242／中学生 n=122／全体=364 (単位：人)

区分／回答	①友だちに話をした	②親や大人に話をした	③誰にも話せなかった	④がまんした	⑤その他 自由記述あり
小学生	43	113	12	65	28
中学生	46	57	2	27	17
計	89	170	14	92	45

◆図 34：「いやな思いをした」時どのように行動をしたか 回答割合

●全体 n=364／小学生 n=242／中学生 n=122



## 問⑩ ⑤その他(自由記述欄)

◆表 27：小学生 「いやな思いをした」時どのように行動をしたか 自由記述

回答は要約したもの(n=28人)

---

### <スポーツ> n=12

- (反応・対応) ・いやな対応をした  
・怒った  
・相手を見殺した  
・反抗した  
・愛想笑い
- (相談・話す) ・自分で相談  
・直接本人に話した  
・他の指導者に話した
- (何もせず) ・何もなかった、別にいいかと話さず(3件)

---

### <音楽> n=3

- (反応・対応) ・態度で表した
- (相談・話す) ・話したり話さなかったり
- (転換) ・次にむけて努力した

---

### <塾その他> n=12

- (反応・対応) ・泣いた
- (話す・相談) ・指導者の変更をお願いした  
・本人に話した、やめてほしいと言った (3件)  
・友人に話した(2件)
- (転換) ・がんばった
- (何もせず) ・がまんした

---

### <分類なし> n=1

- (転換) ・前向きに考えた
-

◆表 28：中学生 「いやな思いをした」時どのように行動をしたか 自由記述  
回答は要約したもの(n=17人)

---

<スポーツ> n=9

(反応・対応) ・無視した

・考えた

・カウンセリングを受けた

(相談・話す) ・他の人に話した(4件)・・・他の指導者：1件、仲間：1件、対象不明：2件

・直接指導者に思いを伝えた

(何もせず) ・自分の気持ちを整理して伝えるのが苦手

---

<音楽> n=1

(相談・話す) ・話した(きょうだい)

---

<塾その他> n=7

(反応・対応) ・無視した

(相談・話す) ・他の人に話した

・話せることも話せないこともある

(何もせず) ・話しても変わらないのであきらめている(2件)

・めんどうなので何もしなかった

(その他) ・回答該当せず

---

**問⑩ あなたが、「いやな思いをしている」ことは、子どもの権利の侵害にあたるかもしれません。解決のために、子どもの権利相談室『こころの鈴』へ相談をしたいと思いませんか？**

\* 「こころの鈴への相談」と「ちがう人に相談する」を合わせると 30.7%ですが、「誰にも相談しない」も 21.4%ありました。また「わからない」と回答した小中学生が最も多くありました。特に中学生は、「誰にも相談しない」と答えた子が 1/3 近くいました。

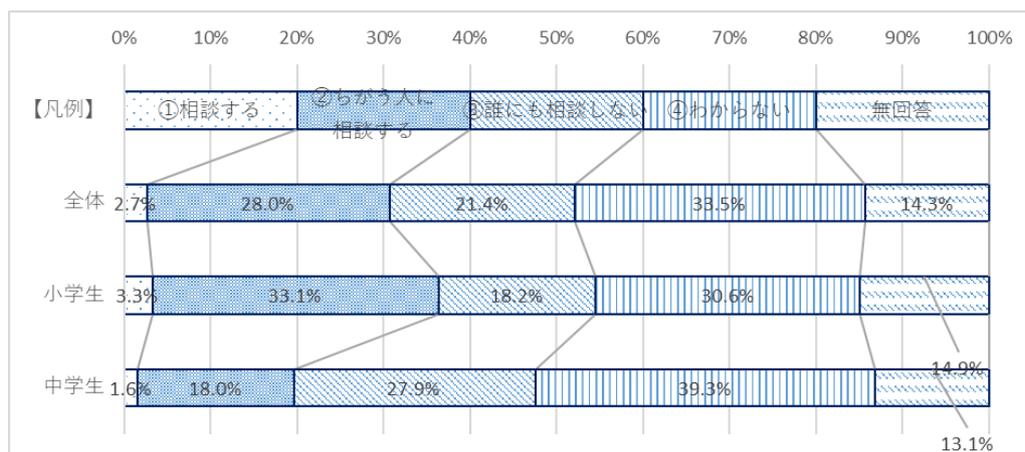
◆表 29：「いやな思いをした」時 こころの鈴へ相談するか 回答数

●小学生 n=242／中学生 n=122／全体=364 (単位：人)

区分/回答	①相談する	②ちがう人に相談する	③誰にも相談しない	④わからない	無回答	計
小学生	8	80	44	74	36	242
中学生	2	22	34	48	16	122
計	10	102	78	122	52	364

◆図 35：「いやな思いをした」時 こころの鈴へ相談するか 回答割合

●全体=364／小学生 n=242／中学生 n=122



**問⑩ ②違う人に相談する(自由記述欄)**

\* 小中学生ともに未記入が多く、記入のあった中では親との回答が多かったです。

◆表 30：「いやな思いをした」時 違う人に相談する(自由記述) 回答数・割合

●小学生 n=80／中学生 n=22／全体 n=102

区分/回答	親	先生	塾その他	未記入	計	
小学生	人	25	0	15	40	80
	%	31.3%	0.0%	18.8%	50.0%	
中学生	人	6	0	4	12	22
	%	27.3%	0.0%	18.2%	54.5%	
計	人	31	0	19	52	102
	%	30.4%	0.0%	18.6%	51.0%	

以下の集計は、設問⑩：①「はい」と回答している10人を対象にしています。

**問⑫** どのような方法で、子どもの権利相談室『こころの鈴』へ相談しますか？

\* 小学生5人、中学生1人が自分で相談をすると答えていました。

◆表 31：「いやな思いをした」時 こころの鈴へ相談する方法 回答数・割合

●小学生 n=8／中学生 n=2／全体 n=10

区分／回答		①自分で	②親と一緒に	③連絡がほしい	無回答	計
小学生	人	5	1	0	2	8
	%	62.5%	12.5%	0.0%	25.0%	
中学生	人	1	1	0	0	2
	%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	
計	人	6	2	0	2	10
	%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	

## 参 考 資 料

- 1 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 学校長依頼文
- 2 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 小学生用依頼文
- 3 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査票 小学生用
- 4 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 中学生用依頼文
- 5 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査票 中学生用
- 6 松本市子どもの権利に関する条例
- 7 松本市子どもの権利擁護委員 名簿

# 1 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 学校長依頼文

松こ育 第210号  
平成30年11月27日

学 校 長 様

松本市子どもの権利擁護委員  
北 川 和 彦  
平 林 優 子  
石 曾 根 正 勇

## 「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」の 配布、回収について（依頼）

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、松本市子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動にご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

年々、相談件数は増加していますが、おかげさまで、貴校をはじめとする学校関係者の皆様のご協力により、各機関と連携しながら、問題解決に向けての対応をすることができています。

さて、平成27年4月から平成29年3月にかけて、子どもの権利相談室「こころの鈴」には、市内スポーツ競技会主催団体の競技大会において大会参加を制限されるなどの、子どもの権利侵害のおそれのある相談が複数寄せられました。子どもの権利擁護委員が調査等を行い、平成29年3月には、当該スポーツ競技会主催団体に対して、「松本市子どもの権利に関する条例に基づく意見書」を提出しました。

その後も「こころの鈴」には、学校外のスポーツ等における子どもの権利侵害のおそれのある情報や相談が寄せられ、また、今年も全国でも、スポーツ活動に関して、指導者による暴力やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等が問題になっています。

そこで、子どもたちを対象にした標記アンケート調査を実施することとなりました。

つきましては、学期末のご多忙の折ですが、下記のとおり、児童生徒の皆さんへのアンケート調査の配布、回収について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 趣旨

松本市子どもの権利に関する条例第17条第2号（子どもの権利侵害に対する発意による救済措置の規定）にもとづき、学校外のスポーツ・文化活動について子どもへのアンケート調査を実施します。

この調査は、子どもの権利侵害の救済や回復を目的としています。

#### 2 調査方法

##### (1) 対象者

小学校4年生から中学校3年生 全児童・生徒

##### (2) 調査期間

平成30年12月3日（月） ～ 12月21日（金）

(1) 調査内容

主要な調査項目は、「学校外の活動の種類」、「いやなことの経験」、「現在の気持ち」、「相談先」です。個別の相談がある場合の連絡先を記載しています。

(2) 児童・生徒への配布・回収

先生方からアンケート用紙と封筒を児童・生徒の皆さんへ配布し、一定の期間を決めて回収をお願いします。

(3) 学校への配布・回収

子どもの権利相談室「こころの鈴」から学校へお届けし、後日回収にお伺いします。

児童・生徒の皆さんから回収されましたら、12月25日（火）までに、下記連絡先にご連絡をお願いいたします。

1 同封した配布物

(1) 封筒「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート」

(児童・生徒向け依頼文1枚、アンケート用紙1枚 封入)

**320通** (内 予備6通)

2 倫理的配慮および公表

(1) この調査は、特定の個人および団体について調べることを目的としたものではありません。

(2) この調査で得た個人の情報は大切に扱い、他には漏らすことはありません。

(3) 調査結果（個人を特定されないもの）については、公表する予定です。

3 その他

(1) 児童・生徒、保護者の皆さん等から、このアンケートに関して、学校にご意見、ご質問が寄せられましたら、下記までご連絡いただきますようお願いください。

(2) アンケート用紙と封筒の不足等ありましたら、下記までご連絡ください。

**【担当】**

〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号

松本市役所大手事務所 2階

子どもの権利相談室 こころの鈴 室長 塚原文子

電話：36-2505（直通） FAX：34-3183

Mail：kodomos-city.matsumoto.lg.jp

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市こども部こども育成課 育成担当 係長 藤森千穂

電話：34-3291（直通） FAX：34-3309

## 2 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 小学生用依頼文

平成30年12月3日

小学生のみなさんへ

「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」へのご協力をお願い

松本市子どもの権利擁護委員

北川和彦  
平林優子  
石曾根正勇

みなさん、こんにちは。

わたしたちは、松本市の「子どもの権利に関する条例」によって、「こころの鈴」で相談を受けるなど子どもの権利を守る活動をしています。

その中で、よせられた相談内容から、2年前、市内のスポーツ競技大会を行う団体へ、子どもの意見や気持ちを聞いて活動をしてほしいと意見を出しました。しかしその後も、学校の外でのスポーツや文化活動（塾、おけいごとなど）について相談がよせられています。また、この頃は、スポーツ活動についての行き過ぎた指導が、マスコミで取りあげられています。わたしたちは、学校の外でのスポーツや文化活動で、みなさんの権利が大切にされているかを心配しています。

そこで、みなさんが明るく楽しくスポーツや文化活動に参加できるように、アンケート調査を行います。みなさんの思いを教えてください。この調査は、特定の人や団体について調べるものではありませんので、ぜひ、ご協力をおねがいします。

なお、回答は大切にあつかい、あなたが答えてくれたことは、他に知らせることはありません。また、「こころの鈴」は、子どもの相談窓口です。相談したい人は、裏のページの相談先を見て、連絡をください。「こころの鈴」から連絡がほしい人は、アンケートの最後に名前・連絡先などを書いてください（この内容も他に知らせることはありません）。

### <アンケート記入についての注意事項>

- 1 アンケートの中で、書きたくないところは書かなくてよいです。
- 2 アンケート質問⑩の下の名前・連絡先などは、連絡が必要な人だけが書いてください。
- 3 記入は、鉛筆か黒ボールペンを使用してください。
- 4 アンケート調査の封筒に、あなたの名前を書く必要はありません。
- 5 学校や家など、記入しやすい場所で書いてください。
- 6 書き終わりましたら、アンケート用紙を封筒に入れ、のりづけをして、担任の先生に提出してください。

## 相 談 先

こまっている時、うれしい時  
なんとなく誰かとはなしたい時  
あなたの声をきかせてね

てんわ(むりょう)  
**0120-200-195**

メール  
kodomo-s@city.  
matsumoto.lg.jp

月～木・土曜日  
pm1:00～6:00  
金曜日  
pm1:00～8:00

はなしにきてね  
お城の近くです

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」  
松本市役所大手事務所 2階 〒390-0874 松本市大手 3-8-13



松本城 市役所  
大手事務所 2階  
こころの鈴

なお、このアンケート調査は、松本市子どもの権利に関する条例第17条第2号により、子どもの権利擁護委員の責任として、子どものみなさんから広く意見を聞くために実施しています。

このアンケート調査への質問は、以下の【問い合わせ先】にご連絡ください。

**【問い合わせ先】**  
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」  
開設時間：月～木曜日・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日午後1時～8時  
〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階  
電話：0263-36-2505 FAX：0263-34-3183  
Mail：kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

3 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査票 小学生用

がっこうがい ぶんかかつどう  
学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート

あてはまる番号を○でかこんでください。

① あなたの今の学年を教えてください ① 4年生 ② 5年生 ③ 6年生

② 性別を教えてください ① 男子 ② 女子

③ 学校以外で、社会体育やスポーツに参加したり、音楽を習ったり、学習塾に通ったりしていますか？  
① はい ② いいえ

→ 「① はい」と答えた人は、④へ。「② いいえ」と答えた人は、終わりです

④ それはどのような活動ですか？ 種目などをくわしく書いてください（いくつでもよいです）

① スポーツ（野球、サッカーなど）

② 音楽（ピアノ、バイオリンなど）

③ その他（学習塾、英語など）

⑤ その活動は、楽しいですか？ ① はい ② いいえ ③ どちらともいえない

→ 2つ以上の活動をしている人は、「楽しい活動」はどの種目ですか？

⑥ あなたは、この1年間の間、学校外のスポーツや音楽や学習塾に参加する中で、指導する先生や監督の言葉や行動から、いやな思いをしたことがありますか？

① はい ② いいえ

→ 2つ以上の活動をしている人で「いやな思いをしたことのある活動」はどの種目ですか？

→ 「① はい」と答えた人は、⑦へ。「② いいえ」と答えた人は、終わりです

⑦ それはどのようなことですか？（いくつでも○をしてください）

① からかわれたり、おどされたり、いやなことを言われたりする

② 無視をされる

③ 自分の意見を聞いてくれない

④ 軽くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする

⑤ ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりする

⑥ いやなことや、はずかしいことをされる

⑦ その他（たとえば不公平なことなど、①～⑥のこと以外にもあれば書いてください）

⑧ それは今も続いていますか？

① 今はない ② 今もときどきある ③ 今もよくある

⑨ いやな<sup>おも</sup>思いをしたことについて、どのように<sup>かん</sup>感じていますか？

- ① <sup>いま</sup>今はいやな<sup>おも</sup>思いはない      ② <sup>いま</sup>今もいやな<sup>おも</sup>思いが<sup>つづ</sup>続いている
- ③ いやな<sup>おも</sup>思いをしたが、<sup>じぶん</sup>自分のためなので<sup>おも</sup>ありがたい<sup>おも</sup>と思っている
- ④ いやな<sup>おも</sup>思いはしたが、<sup>じぶん</sup>自分のためなので<sup>おも</sup>しかたがない
- ⑤ <sup>ほか</sup>他の<sup>い</sup>言い方<sup>かた</sup>や<sup>かた</sup>やり方<sup>かた</sup>で<sup>おし</sup>教えて<sup>おし</sup>ほしかった
- ⑥ いやな<sup>おも</sup>思いをしているのは<sup>じぶん</sup>自分<sup>おも</sup>だけではない<sup>おも</sup>と思う
- ⑦ <sup>ほか</sup>その他<sup>ほか</sup>（<sup>かん</sup>他に<sup>かん</sup>感じた<sup>かん</sup>ことがあれば書いてください）

⑩ あなたが「いやな<sup>おも</sup>思いをした」時、<sup>こうどう</sup>なにか行動<sup>こうどう</sup>をしましたか？

- ① <sup>とも</sup>友だちに<sup>はなし</sup>話をした      ② <sup>おや</sup>親<sup>おとな</sup>や<sup>はなし</sup>大人に話をした
- ③ <sup>はなし</sup>話<sup>はなし</sup>したかったけれど、<sup>はなし</sup>だれにも<sup>はなし</sup>話せなかった      ④ <sup>はなし</sup>がまんをした
- ⑤ <sup>ほか</sup>その他

⑪ あなたが、「いやな<sup>おも</sup>思いをしている」のは、<sup>けんり</sup>子どもの<sup>まも</sup>権利が<sup>かいつ</sup>守られていない<sup>かいつ</sup>ためか<sup>かいつ</sup>もしれません。解決<sup>かいけつ</sup>のために、<sup>けんり</sup>子どもの<sup>まも</sup>権利相談室『<sup>すず</sup>こころの<sup>すず</sup>鈴』へ<sup>そうだん</sup>相談<sup>そうだん</sup>をしたい<sup>おも</sup>と思<sup>おも</sup>いますか？

- ① 『<sup>すず</sup>こころの<sup>すず</sup>鈴』へ<sup>そうだん</sup>相談<sup>そうだん</sup>する      ② <sup>ちがう</sup>ちがう<sup>すず</sup>人に<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>する
- ③ <sup>すず</sup>だれにも<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>しない      ④ <sup>すず</sup>わからない

→ 「① 『<sup>すず</sup>こころの<sup>すず</sup>鈴』へ<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>する」と答<sup>こた</sup>えた人は、<sup>すず</sup>⑫へ。「② <sup>すず</sup>ちがう<sup>すず</sup>人に<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>する」、  
「③ <sup>すず</sup>だれにも<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>しない」、「④ <sup>すず</sup>わからない」と答<sup>こた</sup>えた人は、<sup>すず</sup>おわりです

⑫ どのような<sup>ほうほう</sup>方法<sup>ほうほう</sup>で、<sup>けんり</sup>子どもの<sup>まも</sup>権利相談室『<sup>すず</sup>こころの<sup>すず</sup>鈴』へ<sup>そうだん</sup>相談<sup>そうだん</sup>しますか？

- ① <sup>じぶん</sup>自分で<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>する      ② <sup>おや</sup>親<sup>おや</sup>といっしょに<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>する      ③ <sup>すず</sup>こころの<sup>すず</sup>鈴から<sup>れんらく</sup>連絡<sup>れんらく</sup>がほしい

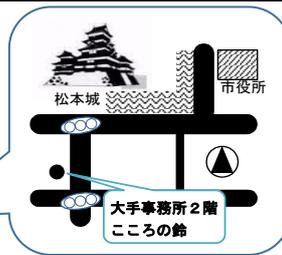
→ 「① <sup>すず</sup>自分で<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>する」、「② <sup>すず</sup>親<sup>すず</sup>といっしょに<sup>すず</sup>相談<sup>すず</sup>する」と答<sup>こた</sup>えた人は、『<sup>すず</sup>こころの<sup>すず</sup>鈴』へ<sup>すず</sup>連絡<sup>すず</sup>を<sup>すず</sup>ください

こまっている時、うれしい時  
なんとなく誰かとはなしたい時 **こころの鈴**  
あなたの声をきかせてね

でんわ(むりょう) **0120-200-195**      メール [kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp](mailto:kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp)

はなしにきてね      月～木 土曜日  
お城の近くです      pm10:00～6:00  
      金曜日 pm10:00～8:00

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」  
松本市役所大手事務所 2階 〒390-0874 松本市大手 3-8-13



→ 「③ <sup>すず</sup>こころの<sup>すず</sup>鈴から<sup>れんらく</sup>連絡<sup>れんらく</sup>がほしい」と答<sup>こた</sup>えた人は、<sup>い</sup>以下<sup>い</sup>に書いてください。  
わかるところだけでよいです

な 名	まえ 前		
希望する連絡方法	でん 電 話	／	メール
希望する連絡曜日	ようび 曜 日	希望する連絡	時間帯
		ごぜん	／ ごご
		時ごろ	

★★★ ご協<sup>きょうりやく</sup>力<sup>りよく</sup>ありがとうございました ★★★

#### 4 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 中学生用依頼文

平成30年12月3日

中学生のみなさんへ

「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」へのご協力のお願い

松本市子どもの権利擁護委員<sup>ようご</sup>

北川和彦

平林優子

石曾根正勇

みなさん、こんにちは。

わたしたちは、松本市の「子どもの権利に関する条例」によって、「こころの鈴」で相談を受けるなど子どもの権利を守る活動をしています。

その中で、よせられた相談内容から、平成29年3月に、市内のスポーツ競技大会を行う団体へ、子どもの意見や気持ちを聞いて活動してほしいと意見表明をしました。しかしその後も、学校の外でのスポーツや文化活動（塾、おけいごとなど）について、相談がよせられています。また、この頃は、スポーツ活動についての行き過ぎた指導が、マスコミで取りあげられています。わたしたちは、学校の外でのスポーツや文化活動で、みなさんの権利が大切にされているかどうかを心配しています。

そこで、みなさんが明るく楽しくスポーツや文化活動に参加できるように、アンケート調査を行います。みなさんの経験や思いを教えてください。この調査は、特定の個人や団体について調べることを目的としたものではありませんので、ぜひ、ご協力をお願いします。

なお、回答は大切にあつかい、あなたからの情報であることは、他にもらすことはありません。相談したい人は、裏のページの相談先を見て、連絡をください。「こころの鈴」から連絡がほしい人は、アンケートの最後に名前・連絡先などを書いてください（この内容も他にもらすことはありません）。

##### <アンケート記入についての注意事項>

- 1 アンケートの中で、書きたくないところは記入しなくてよいです。
- 2 アンケート質問⑫の下に名前・連絡先などは、連絡が必要な人だけが記入してください。
- 3 記入は、<sup>えんぴつ</sup>鉛筆か黒ボールペンを使用してください。
- 4 アンケート調査の封筒に、あなたの名前を書く必要はありません。
- 5 学校や家など、記入しやすい場所で書いてください。
- 6 書き終わりましたら、アンケート用紙を封筒に入れ、のりづけをして、担任の先生に提出してください。

## 相 談 先

こまっている時、うれしい時  
なんとなく誰かとはなしたい時  
あなたの声をきかせてね

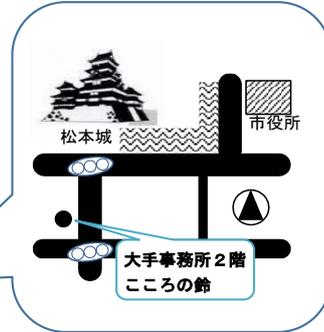
てんわ(むりょう)  
**0120-200-195**

はなしにきてね  
お城の近くです

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」  
松本市役所大手事務所 2階 〒390-0874 松本市大手 3-8-13

メール  
kodomo-s@city.  
matsumoto.lg.jp

月～木・土曜日  
pm1:00～6:00  
金曜日  
pm1:00～8:00



このアンケート調査は、松本市子どもの権利に関する条例第17条第2号により、子どもの権利擁護委員の責任として、子どもの皆さんから広く意見を聞くために実施しています。

このアンケート調査への質問は、以下の【問い合わせ先】にご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

開設時間：月～木曜日・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日午後1時～8時  
〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階  
電話：0263-36-2505 F A X：0263-34-3183

5 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査票 中学生用

学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート

あてはまる番号を○で囲んでください。

- ① あなたの現在の学年を教えてください ① 1年生 ② 2年生 ③ 3年生  
② 性別を教えてください ① 男子 ② 女子  
③ 学校以外で、社会体育やスポーツに参加したり、音楽を習ったり、学習塾に通ったりしていますか？  
① はい ② いいえ  
→ 「① はい」と答えた人は、④へ。 「② いいえ」と答えた人は、終わりです

- ④ それはどのような活動ですか？ 種目などをくわしく書いてください（複数可）  
① スポーツ活動（野球、サッカーなど）  
② 音楽活動（ピアノ、バイオリンなど）  
③ その他（学習塾、英語など）

- ⑤ その活動は、楽しいですか？ ① はい ② いいえ ③ どちらともいえない  
→ 2つ以上の活動をしている人は、「楽しい活動」はどの種目ですか？

- ⑥ あなたは、この1年間に、学校外のスポーツ・文化活動の中で、  
指導の先生や監督の言葉や行動から、いやな思いをしたことがありますか？

- ① はい ② いいえ  
→ 2つ以上の活動をしている人で「いやな思いをしたことのある活動」はどの種目ですか？  
→ 「① はい」と答えた人は、⑦へ。 「② いいえ」と答えた人は、終わりです

- ⑦ それはどのようなことですか？（いくつでも○をしてください）  
① 冷やかしかからかい、おどし文句、いやなことを言われる  
② 無視をされる  
③ 自分の意見を聞いてくれない  
④ 軽くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする  
⑤ ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりする  
⑥ いやなことやはずかしいことをされる  
⑦ その他（例：不公平な対応など、①～⑥のこと以外にもあればお書きください）

- ⑧ それは今も続いていますか？  
① 今はない ② 今もときどきある ③ 今もよくある

⑨ いやな思いをしたことについて、どのように感じていますか？

- ① 今は全くいやな思いはない
- ② 今もいやな思いが続いている
- ③ いやな思いをしたが、自分のためなので感謝をしている
- ④ いやな思いはしたが、自分のためなので仕方ない
- ⑤ 他に自分への言い方や伝え方があるのではないと思う
- ⑥ いやな思いをしているのは、自分だけではないと思う
- ⑦ その他（他に感じたことがあればお書きください）

⑩ あなたが「いやな思いをした」時、なにか行動をしましたか？

- ① 友だちに話をした
- ② 親や大人に話をした
- ③ 話したかったけれども誰にも話せなかった
- ④ がまんした
- ⑤ その他

⑪ あなたが、「いやな思いをしている」ことは、子どもの権利の侵害にあたるかもしれません。解決のために、子どもの権利相談室『こころの鈴』へ相談をしたいと思いませんか？

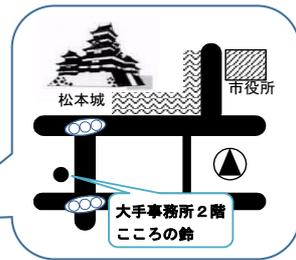
- ① 『こころの鈴』へ相談する
- ② ちがう人に相談する
- ③ 誰にも相談しない
- ④ わからない

➔ 「① 『こころの鈴』へ相談する」と答えた人は、⑫へ。「② ちがう人に相談する」、「③ 誰にも相談しない」、「④ わからない」と答えた人は、終わりです

⑫ どのような方法で、子どもの権利相談室『こころの鈴』へ相談しますか？

- ① 自分で相談する
- ② 親といっしょに相談する
- ③ こころの鈴から連絡がほしい

➔ 「① 自分で相談する」、「② 親といっしょに相談する」と答えた人は、『こころの鈴』へ連絡をください



➔ 「③ こころの鈴から連絡がほしい」と答えた人は、以下に書いてください

名 前			
希望する連絡方法	電 話 / メール	連 絡 先 (電話番号・メールなど)	
希望する連絡 曜日	曜日	希望する連絡 時間帯	午前 / 午後 時 ころ

## 6 松本市子どもの権利に関する条例

### ○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

#### 前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

### （言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

### （市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な

支援に努めます。

## 第2章 子どもにとって大切な権利と普及

### (大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊厳存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

### (子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

### (子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

## 第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

### (子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切に主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

## 第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

## 第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくれます。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

- (1) 推進計画に関すること。
  - (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。
  - (3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。
- 2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

- 2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

#### 第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000



7 子どもの権利擁護委員 名簿

氏 名	期 間	職業等
北川 和彦	平成 25 年 7 月 17 日～	弁護士
平林 優子	平成 27 年 7 月 17 日～	大学教授
石曾根 正勇	平成 29 年 4 月 1 日～	教育関係者

学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 『結果報告書』  
令和元年（2019年）6月 発行

発行：松本市子どもの権利擁護委員・松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

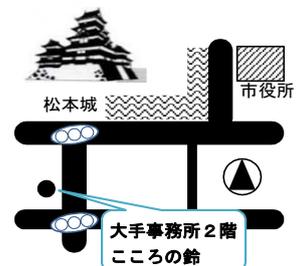
〒390-0874 松本市大手 3-8-13 松本市役所大手事務所 2階

電話：0263-36-2505

FAX：0263-34-3183

メール：kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話：0120-200-195



協力：松本市子ども部子ども育成課

〒390-0304 松本市丸の内 3-7-13 松本市役所東庁1階

電話：0263-34-3291 FAX：0263-34-3309

メール：kodomo-i@city.matsumoto.lg.jp